

情報公開事務の手引

令和 2 年度版

調 布 市

目 次

I	調布市情報公開条例のあらまし	3
II	調布市情報公開条例の趣旨・解釈及び運用	6
	第1章 総則	6
	第1条 目的	6
	第2条第1号 実施機関	8
	第2条第2号 市政情報	9
	第3条 実施機関の責務	14
	第4条 利用者の責務	16
	第2章 市政情報の公開及び市政情報の任意的公開	17
	第5条 市政情報の公開を請求できるもの	17
	第6条 市政情報の公開の請求方法等	19
	第7条 市政情報の公開義務	21
	第7条第1号 法令秘情報	23
	第7条第2号 個人情報	25
	第7条第3号 事業活動情報	28
	第7条第4号 公共の安全・秩序維持情報	31
	第7条第5号 審議，検討又は協議に関する情報	32
	第7条第6号 行政運営情報	34
	第7条第7号 任意提供情報	35
	第8条 市政情報の部分公開	36
	第9条 公益上の理由による裁量的公開	38
	第10条 市政情報の存否に関する情報	39
	第11条 公開請求に対する決定等	41
	第12条 公開決定等の期限	42
	第13条 理由の付記等	46
	第14条 第三者保護に関する手続	48
	第15条 市政情報の公開の方法	50
	第16条 手数料等	52
	第17条 他の制度等との調整	53
	第18条 市政情報の任意的公開	56
	第3章 救済手続	57
	第19条 審理員による審理手続に関する適用除外	57
	第19条の2 諮問	58
	第20条 諮問をした旨の通知	60
	第21条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	61
	第4章 調布市情報公開審査会	63
	第22条 調布市情報公開審査会	63

第23条	審査会の調査権限	64
第24条	意見の陳述	66
第24条の2	意見書等の提出	67
第25条	提出された意見書等の閲覧等	68
第26条	審議手続の非公開等	70
第27条	規則への委任	71
第5章	情報公開の総合的な推進	72
第28条	情報公開の総合的な推進	72
第29条	情報の公表等	74
第30条	情報提供施策の拡充	76
第31条	出資等法人の情報公開等	77
第32条	文書管理	78
第33条	文書検索目録等の作成等	79
第34条	実施状況の公表	80
第35条	委任	81
Ⅲ	情報公開制度資料	83
1	調布市情報公開条例	85
2	調布市情報公開審査会規則	95
3	調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則	97
4	調布市情報公開事務取扱規程	120
5	調布市情報公開制度連絡協議会規程	134
6	調布市議会が管理する市政情報の公開等に関する規則	136
7	調布市教育委員会が管理する市政情報の公開等に関する規則	140
8	調布市選挙管理委員会が管理する市政情報の公開等に関する規程	144
9	調布市監査委員が管理する市政情報の公開等に関する規程	148
10	調布市農業委員会が管理する市政情報の公開等に関する規程	152
11	調布市固定資産評価審査委員会が管理する市政情報の公開等に関する規程	156
12	調布市市政情報の公表等に関する要綱	160

【凡 例】

実施機関ごとに適用する規則は異なるが、本手引では市長を例に解説する。

I 調布市情報公開条例のあらまし

1 条例の背景

本市では、昭和63年10月から「調布市情報公開条例」（昭和63年調布市条例第5号）を施行し、市政情報の公開を求める市民の権利を保障するとともに、情報公開を総合的に推進することで、公正で開かれた調布市政の進展を目指してきたが、条例施行後の社会情勢の変化、市民要望の多様化、情報化の進展、国の情報公開法との整合などを踏まえ、以下の理由から制度全般を見直し、改正「調布市情報公開条例」（平成11年調布市条例第19号）を平成12年4月から施行することとした。

- (1) 地方分権が進展することに伴い、地方自治体の自己決定権が拡大されることから、市政について市民に説明する責務を全うし、市民の監視と理解の下に公正で透明な行政をより一層推進する必要があること。
- (2) 社会情勢の変化、運用実績、市民要望の多様化などから、対象とする市政情報の範囲の拡大、非公開情報の在り方を含めた制度全般を見直す必要があること。
- (3) 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号、以下「情報公開法」という。）第41条※(地方公共団体の情報公開)に規定される法の趣旨との整合を図る必要があること。

※平成21年法律第66号による改正後の第25条

2 制定及び改正の経過

昭和63年3月	「調布市情報公開条例」を公布
昭和63年10月	「調布市情報公開条例」を施行（多摩地区で8番目）
平成8年12月	国の行政改革委員会が内閣総理大臣に「情報公開法制の確立に関する意見」（情報公開法要綱案）を提出
平成10年4月	「情報公開条例の見直し」を総務部主要事業に選定し、平成12年4月施行を目途に条例改正作業に着手
平成11年1月	各部局庶務担当係長（13人）で構成した“調布市情報公開制度の見直しに関する調査研究会”を組織し、本市における情報公開制度の在り方を検討（全8回）
平成11年3月	東京都が「東京都公文書の開示等に関する条例」を全部改正し、「東京都情報公開条例」を公布（平成12年1月施行）
平成11年5月	国が「情報公開法」を公布（平成13年施行）
平成11年7月	“調布市情報公開制度の見直しに関する調査研究会”が市長に

	「調布市における情報公開制度の在り方について」を報告
平成11年9月	改正「調布市情報公開条例」(案)が平成11年第3回調布市議会定例会で可決され、公布
平成12年3月	条例の一部改正(地方自治法の一部改正に伴う所要の改正)
平成12年4月	改正「調布市情報公開条例」を施行
平成15年3月	条例の一部改正(独立行政法人等に関する所要の改正)
平成16年12月	条例の一部改正(電子申請手続に関する所要の改正)
平成19年9月	条例の一部改正(日本郵政公社法の廃止に伴う所要の改正)
平成27年3月	条例の一部改正(独立行政法人通則法の一部改正に伴う所要の改正)
平成27年12月	条例の一部改正(行政不服審査法の全部改正に伴う所要の改正)

3 調布市情報公開制度の特徴

- (1) 市が市政について市民に説明する責務を全うする義務があることを明記した。
- (2) 公開対象となる市政情報の範囲を拡大した。
 - ア 情報化の進展に伴い、光ディスク、磁気ディスクなどの媒体で保有している電磁的記録についても公開対象とした。
 - イ 事案決定手続又はこれに準ずる手続が終了したものとしていた対象要件を廃し、組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの全てを公開対象とした。ただし、販売目的の発行物及び歴史的資料などの特別な管理の資料を除く。
- (3) 原則公開の趣旨を徹底し、非公開情報の範囲を限定した。
 - ア 非公開情報を除き、請求された市政情報の公開を義務付けた。
 - イ 非公開情報となる個人情報のうち公務員の職務遂行に係る情報の職及び当該職務遂行の内容を公開対象とした。
 - ウ 非公開情報となる行政情報のうち国等関係情報、意思形成過程情報及び合議制機関等情報をより限定的なものとするため、審議、検討又は協議に関する情報として当該事務の性質や審議等事項の内容に照らし、公開することによる個別具体的な「不当性」の有無で判断する規定とした。
- (4) 非公開情報であっても、保護される利益に優越する公益上の理由(広い社会的、公共的な利益を保護する特別な理由)がある場合の裁量的な公開決定を規定した。

- (5) 特定個人を捜索する目的などの公開請求である場合に市政情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否（存否応答拒否）できる例外的な決定を規定した。
- (6) 公開対象の市政情報に記録された第三者情報の保護に関する手続を規定した。
- (7) 行政不服審査法に基づく審査請求を審査する調布市情報公開審査会の調査権限を規定した。
- (8) 情報公開を総合的に推進させるため、市の長期計画その他重要な計画等、附属機関等の会議録、提出資料などを積極的に情報公表又は提供することを規定した。
- (9) 市が出資その他財政支出等を行う法人に対し、条例の趣旨を踏まえ、当該法人が保有する業務情報を公開するために必要な措置を講ずる努力義務を規定した。

Ⅱ 調布市情報公開条例の趣旨・解釈及び運用

第1章 総則

第1条 目的

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即し、市政情報の公開を求める市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進について必要な事項を定め、もって市政について市民に説明する責務を全うするようにし、市民の監視と理解の下に公正で透明な行政を推進し、市政への積極的な参加と信頼関係を増進することを目的とする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、この条例の目的を定めるものであって、情報公開制度が地方自治の本旨という憲法の理念を踏まえた制度であること及び市が市民に対しその諸活動を説明する責務を果たさなければならないことを明らかにしている。
- 2 「地方自治の本旨に即し」とは、市民に対する市の説明する責務は、憲法が定める地方自治の本旨に由来し、そのような説明する責務を全うするための情報公開制度は、単に条例に基づく制度であるにとどまらず、地方自治の本旨という憲法の理念を踏まえた制度であることをいう。
- 3 「市政情報の公開を求める市民の権利」とは、市が保有する市政情報の公開を求める市民の権利をいい、実施機関には、条例に定める要件を満たした公開請求に応じる条例上の義務がある。
- 4 「情報公開の総合的な推進」とは、市政情報公開制度の充実とともに、情報公表施策及び情報提供施策を整備拡充することにより、市が保有する情報の公開を総合的に進めていく趣旨である。
- 5 「市政について市民に説明する責務を全うするようにし、市民の監視と理解の下に公正で透明な行政を推進し、市政への積極的な参加と信頼関係を増進する」とは、条例の究極の目的を明らかにしたものである。
 - (1) 「市政について市民に説明する責務を全うする」とは、市民から市政を負託された市が、市政の諸活動の状況を具体的に明らかにし、市民に対し説明する責務を果たしていくとする趣旨である。

- (2) 「市民の監視と理解の下に公正で透明な行政を推進し、市政への積極的な参加と信頼関係を増進する」とは、市政に関する情報を広く公開することにより、市政に対する的確な認識と評価に基づく市民の意思形成が可能となり、公正で民主的な開かれた市政が実現し、市政への市民の参加が一層進むことを述べたものである。

【運用】

1 市政情報の公開制度の意義

市政情報の公開制度は、市民からの請求に応じて、市に、その保有する市政情報の公開を義務付けることに意義がある。したがって、市民の公開請求権に基づく制度であるという点において、一般的な情報提供施策とは異なる。市政情報の公開制度においては、公開をしない旨の決定は、公開請求に係る市政情報に非公開情報が記録されている場合にしか行えず、さらに、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求や行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消訴訟の提起といった法的な救済手段が保障されている。

2 情報公開の総合的な推進

市政情報の公開制度は、民主主義の発展に大きな影響を持つものであるが、制度上の限界もある。すなわち、市民が公開請求をしない限り公開されないこと、また、公開の対象は、市政情報そのものであり、分かりやすく加工された情報でないところから、必ずしも市民にとって理解しやすいものではないこと、さらに、公開請求者にのみ提供されるということから、その広報的効果は期待できないことなどである。そこで、情報公開を総合的に推進することを条例上明記し、公開請求を待つことなく各種の情報を積極的に公表・提供することにより、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるようにした。

第2条第1号 実施機関

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長，教育委員会，選挙管理委員会，農業委員会，監査委員，固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

【趣旨・解釈】

本号は、地方自治法（昭和22年法律第67号）により、独立して事務を管理し、執行する機関である市長，教育委員会，選挙管理委員会，農業委員会，監査委員，固定資産評価審査委員会及び議決機関である議会をもって、市政情報の公開等を実施する市の機関としたものである。

第2条第2号 市政情報

(2) 市政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されている情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

【趣旨・解釈】

- 1 本号は、市政情報の概念を明らかにし、その範囲を定めたものである。
- 2 「実施機関の職員」とは、市長、行政委員会の委員、監査委員、議会の議員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服する全ての職員をいう。
- 3 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得した場合をいい、文書等に関して自ら法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わない。職務には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務等を含む。
- 4 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録全般をいい、光ディスク、磁気ディスク、磁気テープなどの媒体に記録され、その内容の確認に再生用の機器を用いる必要がある情報である。
- 5 「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、当該市政情報がその作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保管又は保存している状態のもの（組織共用文書）を意味する。したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらないこととなる。

6 たゞし書は、公開請求の対象となる市政情報から除かれるもの、つまり、条例の適用を除外する市政情報について定めたものである。

(1) アは、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」を公開請求の対象外とすることを定めたものである。これらは、一般にその内容を容易に知ることができるものであることから、本制度の対象外とした。

(2) イは、一般の行政事務処理上の必要性からではなく、歴史や文化、学術研究といった観点から、その資料的価値に着目して保存されているものを公開請求の対象外とすることを定めたものである。これらは、他の一般文書と区分され、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別な管理を行っており、その目的に即した公開方法等があることから、本制度の対象外とした。

【運用】

1 組織共用文書の範囲

(1) 作成した文書

職務上の内部検討に付された時点以降のものであって、当該組織において利用可能な状態で保管又は保存しているものをいう。具体的には、次のア及びイの両方の要件を満たすものが組織共用文書に該当する。

ア 職務上の内部検討に付された時点以降のもの

(ア) 「職務上の内部検討」とは、課長等一定の権限を有する者（以下「課長等」という。）を含めて行われる内部検討をいう。

(イ) 「一定の権限を有する者」とは、調布市事案決裁規程等に規定する事案の決裁権を有する者をいう。

(ウ) 課長等が不在の際、調布市事案決裁規程等に規定する事案の決裁者が検討に加わった場合は、職務上の内部検討に付されたものとみなす。

(エ) 課長等を含む内部検討に付されていないものであっても、台帳類・帳簿類及び簡易又は定型的な文書等であって当該組織において利用するために作成されたものは、職務上の内部検討に付されたものとみなす。

(オ) 事案の決裁権者の指示により作成された起案文書については、起案者により作成された時点で職務上の内部検討に付されたものとみなす。

(カ) 「職務上の内部検討に付された時点以降」とは、組織として説明する責務を果た

す観点から、作成した文書が職員の個人的検討の段階を離れ、一定の権限を有する者の関与を経て組織的に用いる文書としての実質を備えることとなった時点以降という趣旨である。

イ 組織において利用可能な状態で保管又は保存しているもの

- (ア) 調布市文書管理規則（平成16年調布市規則第12号）に基づき、共用のファイリングキャビネットや書庫等に保管又は保存しているものをいう。
- (イ) 「保管又は保存しているもの」には、回議中の文書又は内部検討の途上にある文書を含むものとする。

ウ 具体例

- (ア) 事案決裁等の手続が終了した文書
 - (イ) 事案決裁等の手続の途中の文書
 - (ウ) 課長等を含む内部検討に付された段階の素案等
 - (エ) 庁内の組織間での事務説明用に提出された資料
 - (オ) 部内会その他課以上の組織をまたがる会議、打合せ等に提出された資料
 - (カ) 庁議等に提出された資料
 - (キ) 審議会、懇談会等の資料
 - (ク) 説明会、対外的打合せ等の資料
 - (ケ) 事務マニュアル、業務日程表等組織的に利用する文書
- (2) 取得した文書

受領した時点以降のものであって、組織において利用可能な状態で保管又は保存しているものをいう。具体的には、次のア及びイの両方の要件を満たすものが組織共用文書に該当する。

ア 受領した時点以降のもの

受領した時点以降のものであれば、必ずしも収受印が押されている必要はない。したがって、会議等で配布された文書は、配布された時点で受領したことになる。

イ 組織において利用可能な状態で保管又は保存しているもの

上記(1)イに同じ。

ウ 具体例

- (ア) 供覧の手続が終了した文書
- (イ) 供覧の手続の途中の文書

- (ウ) 会議等で受領した資料
 - (エ) 申請書，届出書，報告書等（実施機関へ提出された時点で対象となる。）
 - (オ) 委託契約等の成果物
- (3) 電磁的記録の取扱い

電磁的記録についても，上記(1)及び(2)と同様の考え方とする。

ア 業務用システムのデータ等

電子計算組織，オフィスコンピュータ，サーバ等により処理されている業務用システム（当該事務処理のために特別に作成されたプログラムを用いてパソコン等により処理を行っているものを含む。）のデータ等については，実施機関が組織的に利用・管理するものと認められるので，原則として組織共用文書に該当する。組織において利用可能な状態で保管又は保存している場合は，組織共用文書に該当する。

イ ハードディスク等に記録された文書等

パソコンで作成された文書等で，ハードディスクや庁内ファイルサーバ・グループウェア（メールを含む。）・CD等（以下「ハードディスク等」という。）に記録されたものについては，上記(1)又は(2)の要件に該当する場合は組織共用文書となる。なお，起案文書や資料等を作成するため，職員が事務処理の過程で補助的，手段的に作成した文書であってハードディスク等に記録されているものについても，組織において利用可能な状態で保管又は保存している場合は，組織共用文書に該当する。

ウ 具体例

- (ア) 統計処理等数的処理のために利用しているデータ
 - (イ) 財産台帳，相談記録等のデータベース
 - (ウ) CD等で納品された委託契約等の成果物
- 2 インターネット上で閲覧等を行うことができる市政情報の取扱い

職務上作成し，又は取得したものが，市のホームページを除くインターネット上でその内容を容易に知ることができるものであったとしても，当該サイトの管理者により予告なく変更・削除等されることがあるため，市政情報として取り扱うものとする。

【関係規則・規程等】

○調布市情報公開事務取扱規程

別記（第5条関係） 第1 案内及び相談事務

（1）（2）適用除外文書の案内 (123 ページ参照)

別記（第5条関係） 第5 公開決定等の事務

（5）適用除外文書の却下 (127 ページ参照)

第3条 実施機関の責務

第3条 実施機関は、市政情報の公開を求める市民の権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するとともに、市政情報の適切な管理体制及び検索体制を確立しなければならない。

2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、第1条の規定とともに、条例全体の解釈及び運用の基本を定めたものである。
- 2 「市政情報の公開を求める市民の権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用する」とは、実施機関は、条例に定める要件を満たした公開請求に係る市政情報については、非公開情報が記録されている場合を除き公開しなければならないという原則公開の観点から、本条例全体を解釈し、運用しなければならないとする趣旨である。また、実施機関に対して、公開を求める市政情報の適切な管理体制及び検索体制を確立することを義務付けたものである。
- 3 「個人に関する情報がみだりに公開されることのない」とは、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他個人に関する一切の情報は、公開を原則とする情報公開制度の下においても、最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公にされてはならないことを明らかにしたものである。

【運用】

個人のプライバシーに関する情報が記録されている市政情報については、第2章に規定する市政情報の公開をする場合はもとより、第5章に規定する情報公開の総合的な推進を図る場合においても、本条の趣旨を踏まえて、最大限の配慮をするものとする。

【関係規則・規程等】

○調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則

第13条 市政情報の文書検索目録等

(99 ページ参照)

○調布市情報公開事務取扱規程

別記（第5条関係） 第1 案内及び相談事務

（4）個人情報の開示手続の案内

(124 ページ参照)

第4条 利用者の責務

第4条 この条例の定めるところにより市政情報の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、市政情報の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、市政情報の公開を請求しようとするものの責務を定めたものである。
- 2 市政情報の公開を請求しようとするものは、「市民の監視と理解の下に公正で透明な行政を推進し、市政への積極的な参加と信頼関係を増進する」というこの条例の目的を踏まえ、市政情報の公開制度の適正な利用に努めなければならない。

【運用】

適正請求及び適正使用の要請

- (1) 実施機関は、不適正な請求をしようとするものがある場合は、そのものに対して、適正な請求をするよう要請するものとする。
- (2) 実施機関は、市政情報の公開及び市政情報の任意的な公開によって、その情報が不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる場合には、当該使用者にその中止を要請するものとする。
- (3) 著しく不適正な請求及び使用については、権利濫用の一般法理により対処する。

【関係規則・規程等】

○調布市情報公開事務取扱規程

別記（第5条関係） 第2 公開請求書の受付事務

- (3) ウ 請求に係る市政情報が著しく大量である場合 (124 ページ参照)

別記（第5条関係） 第7 市政情報の公開事務

- (5) 公開に当たっての注意事項 (130 ページ参照)

第2章 市政情報の公開及び市政情報の任意的公開

第5条 市政情報の公開を請求できるもの

第5条 次の各号に掲げるものは、実施機関に対して市政情報の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る市政情報の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、市政情報の公開を請求できるものの範囲を定めたものである。
- 2 第2号の「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体等であつて、法人格はないが団体の規約及び代表者が定められているものをいう。
- 3 第4号の「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学等、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校をいう。
- 4 第5号の「実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの」は、本条本文の規定により、当該利害関係事項と直接関係がない市政情報の公開を請求することができない。

【運用】

第5号に該当する利害関係を有するものの認定は、調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則（平成12年調布市規則第6号。以下「公開規則」という。）第2条により行うものとする。

【関係規則・規程等】

○調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則

第2条 利害関係の認定

(97 ページ参照)

○調布市情報公開事務取扱規程

別記（第5条関係） 第2 公開請求書の受付事務

（1）公開請求者の確認等

(124 ページ参照)

第6条 市政情報の公開の請求方法等

第6条 前条の規定により市政情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対し、次の各号のいずれかの方法によりこれを行わなければならない。

(1) 次項各号に掲げる事項を記載した請求書を提出する方法

(2) 電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該公開請求しようとするものの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して次項各号に掲げる事項に係る情報を送信する方法で実施機関が定めるもの

2 前項第1号の規定により記載し、又は同項第2号の規定により送信しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名

(2) 公開請求をしようとする市政情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

3 実施機関は、第1項第1号の規定により提出された請求書又は同項第2号の規定により送信された情報に形式上の不備があると認めたときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨・解釈】

- 1 第1項は、市政情報の公開についての具体的な請求方法を定めたものであり、公開請求は、本項各号に定めた方法によらなければならないとする趣旨である。
- 2 第2項第2号の「公開請求をしようとする市政情報を特定するために必要な事項」には、公開請求者が市政情報の件名を明記することができない場合は、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより市政情報を特定することができる程度の記載がされていることが必要である。
- 3 第3項は、記載又は送信する事項に形式上の不備がある場合の補正手続について定めた

ものである。

- (1) 「形式上の不備があると認めたとき」とは、記載又は送信する事項に漏れがある場合や、「公開請求をしようとする市政情報を特定するために必要な事項」の記載等に不備があり公開請求に係る市政情報を特定することができない場合等をいう。
- (2) 「相当の期間」とは、公開請求者が補正をするのに足りる合理的な期間をいう。
- (3) 「補正の参考となる情報」とは、文書検索目録その他公開請求者が市政情報を特定するために必要な情報をいう。

【運用】

公開請求者は、一般的に行政実務に通じていないことから、「公開請求をしようとする市政情報を特定するために必要な事項」を的確に記載等することは困難な場合が多い。したがって、実施機関は、文書検索目録を案内したり、公開請求者と連絡を取り合うなどして、市政情報を特定するために必要な情報を積極的に提供する必要がある。

【関係規則・規程等】

○調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則

第3条 市政情報公開請求書の提出 (97 ページ参照)

○調布市情報公開事務取扱規程

第2条 情報公開コーナーの設置 (120 ページ参照)

第3条 情報公開コーナーで行う事務 (120 ページ参照)

(1) 市政情報の公開についての案内及び相談に関すること

(4) 公開請求書等の受付に関すること

第4条 主管課で行う事務 (120 ページ参照)

(1) 市政情報の公開についての案内及び相談に関すること

(4) 公開請求書等の受付に関すること

第5条 市政情報の公開事務 (121 ページ参照)

別記(第5条関係) 第1 案内及び相談事務 (123 ページ参照)

別記(第5条関係) 第2 公開請求書の受付事務 (124 ページ参照)

別記(第5条関係) 第3 公開請求書の収受に係る事務 (125 ページ参照)

別記(第5条関係) 第4 受付後の公開請求書の取扱い (126 ページ参照)

第7条 市政情報の公開義務

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る市政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記載されている場合を除き、当該公開請求者に対し、当該市政情報を公開しなければならない。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る市政情報に本条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、当該市政情報を公開しなければならないという原則公開の基本的考え方を定めたものである。
- 2 公開請求に係る市政情報に非公開情報が記録されている場合の実施機関の義務については特に定めていないが、非公開情報は、公開することの利益と公開することにより損なわれてはならない個人又は法人等の正当な利益や行政事務の適正な遂行等の利益との調整を図るものであるから、第9条の規定の反対解釈として、実施機関は、「公益上特に必要があると認めたとき」以外は公開してはならないこととなる。

【運用】

- 1 本条と守秘義務との関係
 - (1) 本条は、非公開情報の範囲を定めているのに対して、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の守秘義務は、公務員の職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律を定めたものであり、両者は趣旨及び目的を異にしている。地方公務員法等行政機関の職員に守秘義務を課している規定における秘密とは、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値するものと認められるもの（実質秘）をいうが、実質秘の範囲は具体的に定められているとはいえない。したがって、本条と守秘義務とはその対象となる情報について重なる場合が多いが、当然に全てが一致するものではない。
 - (2) 本条各号に該当する情報が守秘義務の対象となるかどうかは、個別具体的な事案ごとに判断するものであり、条例に基づき適法に公開をしている限りにおいては守秘義務違反とはならないものと考えられる。
- 2 本条と法令との関係

地方自治法第100条，民事訴訟法（平成8年法律第109号）第226条，弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2の規定等のように，法令の規定により，実施機関に対して，市政情報の提出又は閲覧等を要求されることがある。この場合における当該法令の規定と本条各号との関係についても，両者はその趣旨及び目的を異にするものであり，本条各号に該当するかどうかをもって，当該要求の諾否の理由とすることはできない。法令の規定に基づく提出又は閲覧等の要求に対しては，要求の根拠となった法令の趣旨，要求の目的，対象文書の内容等を総合的に判断して個別具体的に諾否を決定することとなる。

【関係規則・規程等】

○調布市情報公開事務取扱規程

別記（第5条関係） 第5 公開決定等の事務

（127 ページ参照）

（7）イ 「市政情報の一部を非公開とする理由」欄

第7条第1号 法令秘情報

- (1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報

【趣旨・解釈】

- 1 本号は、法令及び条例の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報が記録されている市政情報は、非公開とすることを定めたものである。
- 2 「法令」とは、法律及び政令、府令、省令、その他国の機関が定めた命令をいう。
- 3 「公にすることができないと認められる」とは、法令等の規定が公にすることを明らかに禁止している場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から当然に公にすることができないと認められる場合等をいう。
- 4 「公にすることができないと認められる情報」としては、次のようなものがある。
 - (1) 明文の規定をもって非公開の範囲又は内容が定められているもの
 - ア 印鑑登録原票その他の印鑑の登録及び証明に関する書類（調布市印鑑条例第21条）
 - イ 公判前の訴訟に関する書類（刑事訴訟法第47条）
 - (2) 多目的使用が禁止されているもの
国勢調査調査票、工業統計調査票などの調査票情報（統計法第40条第1項）
 - (3) 個別法により守秘義務が課されている情報
 - ア 地方税の調査事務に関して知り得た秘密（地方税法第22条）
 - イ 住民基本台帳の調査事務に関して知り得た秘密（住民基本台帳法第35条）なお、地方公務員法の一般的概括的な守秘義務は本号にいう「法令の定めるところにより、公にすることができない」と認められる情報に該当しない。

【運用】

1 法定受託事務に係る国等からの非公開の指示の取扱い

法定受託事務は、自治事務と同様に、市の事務事業として市の責任で自律的に処理するものとされており、当市がその指示に従うか否かについては選択の余地がある。

したがって、公開請求に対する決定等については、「審議、検討又は協議に関する情報」又は「事務又は事業に関する情報」などの非公開情報に該当するかどうか個別具体的にその指示内容を検討し、処理することが適当である。

2 著作権について

著作権については著作権法第18条第3項、第4項及び同法第42条の2の規定により、原則として、情報公開条例で公開を制限される法令秘情報とはならない。

著作物が非公開情報に該当するか否かは案件ごとに他の事由で判断する。

第7条第2号 個人情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別することができることとなるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

【趣旨・解釈】

- 1 本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができるような情報が記録されている市政情報は非公開とすることを定めたものである。
- 2 プライバシーの具体的内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではないため、本号では、個人のプライバシーに関する情報であると明らかに判別できる場合はもとより、個人のプライバシーに関する情報であると推認できる場合も含めて、個人に関する一切の情報は原則として非公開とした。その一方で、個人の利益保護の観点から非公開とする必要のないものや公益上公にする必要性の認められるものについて、本号ただし書により例外的に非公開情報から除くこととした。
- 3 「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関

連性を有する全ての情報を意味する。具体的には、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。

- 4 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、本条第3号本文に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報と同義であるため、同号で判断することとし、本号の個人情報範囲から除外した。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない個人情報は、本号により、公開又は非公開の判断を行う。
- 5 「特定の個人が識別され」とは、氏名、住所、生年月日その他の記述等により特定の個人であると明らかに識別することができ、又は識別される可能性がある場合をいう。
- 6 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

なお、個人識別性の判断に当たっては、一定の集団に属する者に関する情報を公にすると、その情報自体からは特定の個人を識別することができない場合であっても、情報の性質や内容によっては、当該集団に属する個々の者に不利益を及ぼすおそれがあり得ることを考慮する必要がある。また、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未公表の著作物等で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについても同様とする。

- 7 ただし書のアは、法令等の規定により又は慣行として公にされている、又は公にすることが予定されている情報を、非公開とする個人情報から除外することを定めたものである。
 - (1) 「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態におかれている情報をいう。
 - (2) 「公にすることが予定されている情報」とは、公開請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報をいう。
- 8 ただし書のイは、当該情報がその職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外することを定めたものである。

これらの情報については、市の諸活動を市民に対して説明する責務を果たしていくためには、他の情報と照合することで、公務員等である特定の個人を識別することができることとなる情報であっても、市民の監視の眼にさらされるべきであり、プライバシー性が認められない限り公開とするものである。

 - (1) 「当該情報がその職務の遂行に係る情報である」とは、公務員等が行政機関又はその補助機関として、その担当する職務を遂行する場合におけるその情報をいう。

- (2) 公務員等の勤務態度，勤務成績，処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報などは，「職務の遂行に係る情報」には当たらない。
 - (3) 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については，「法令等の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」の規定により公開又は非公開の判断を行う。
 - (4) 職務遂行に係る情報であっても，それが他の非公開情報に該当する場合には，その職及び職務遂行の内容に係る部分を含めて全体が非公開とされることとなる。
- 9 たゞし書のウは，プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきであるが，公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることがより必要であると認められる情報については，公開することを定めたものである。

【運用】

1 個人情報記録された市政情報の一般的な取扱い

個人に関する情報は，一度公開されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがある。個人のプライバシーに関する情報は，個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から最大限に尊重するものとする。

2 死者の個人情報の取扱い

「個人」には，死亡した個人も含まれる。

3 個人情報に対する本人公開の取扱い

本号は，個人に関する一切の情報は非公開を原則とする趣旨である。したがって，公開請求者が，自己に関する情報について公開請求をした場合であっても，第三者からの公開請求の場合と同様に取り扱う。

保有個人情報に係る本人からの公開請求については，調布市個人情報保護条例（平成27年調布市条例第54号。以下「個人情報保護条例」という。）第49条第2項の規定により，個人情報保護条例の定めるところによることとなる。また，保有特定個人情報に係る本人からの公開請求については，調布市特定個人情報保護条例（平成27年調布市条例第51号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第41条第3項の規定により，特定個人情報保護条例の定めるところによることとなる。

第7条第3号 事業活動情報

(3) 法人その他の団体（国，独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて，公にすることにより，当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの。ただし，次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ，又は生じるおそれのある危害から人の生命又は健康を保護するために，公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ，又は生じるおそれのある支障から人の生活を保護するために，公にすることが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であつて，公にすることが特に必要であると認められるもの

【趣旨・解釈】

1 本号は，公にすることにより，法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報が記録されている市政情報を非公開とすることを定めたものである。

2 本号本文は，法人等又は事業を営む個人が有する正当な権利利益は，原則として，当該法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を公にすることにより，害されるべきではないという趣旨である。

本号ただし書は，法人等又は事業を営む個人の事業活動により，現に発生しているか，又は将来発生するおそれがある危害等から人の生命，健康等を保護するために公にすることが必要であると認められる情報が記録された市政情報は，本号本文に該当する場合であっても，公開しなければならないという趣旨である。

3 「事業を営む個人」とは，地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか，農業，林業等を営む個人をいう。

「当該事業に関する情報」とは，営利を目的とすると否とを問わず，事業活動に関する一切の情報をいう。

4 「競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの」と

は、次のような情報をいう。

- (1) 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの。
- (2) 経営方針、経理、人事等の事業活動を行ううえでの内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの
- (3) その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報

5 「地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの」とは、公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められる場合を意味するものである。そして、公にすることにより、当該法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められるかどうかは、当該情報の内容、性質を始めとして、当該法人等の事業内容、当該法人等と行政との関係、その活動に対する憲法上の権利の保護の必要性等を考慮して総合的に判断するものである。

6 ただし書のアは、法人等又は事業を営む個人の事業活動により、人の生命又は健康に危害を加え、又は与えるおそれがある場合には、当該事業活動が違法又は不当であるか否かを問わず、人の生命等を保護するために公にすることが必要であると認められる情報が記録されている市政情報は、公開しなければならないとする趣旨である。

事故や災害等による危害の発生を未然に防止し、現に発生している当該危害を排除し、若しくは当該危害の拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために必要な場合は、本号本文に該当する情報であっても公開しなければならない。

7 ただし書のイは、法人等又は事業を営む個人の違法又は不当な事業活動により、人の生活に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、人の生活を保護するために公にすることが必要であると認められる情報が記録されている市政情報は、公開しなければならないとする趣旨である。

人の生活に対する支障を未然に防止し、現に発生している当該支障を排除し、若しくは当該支障の拡大を防止し、又は当該支障の再発を防止するために必要な場合は、本号本文に該当する情報であっても公開しなければならない。

8 「違法若しくは不当な事業活動」とは、法令等の規定に違反した明らかに違法な事業活動又は法令等の規定に違反していると断定することはできないが社会通念に照らして著しく妥当性を欠く事業活動をいう。

9 ただし書のウは、法人等又は事業を営む個人の事業活動により、消費生活その他市民の生活を侵害し、又は侵害するおそれがある情報が記録されている市政情報は、消費生活その他市民の生活を保護するために公開しなければならないとする趣旨である。

消費生活その他市民の生活に対する侵害の発生を未然に防止し、現に発生している当該侵害を排除し、若しくは当該侵害の拡大を防止し、又は当該侵害の再発を防止するために必要な場合は、本号本文に該当する情報であっても公開しなければならない。

この場合、法人等又は事業を営む個人の事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。

【運用】

事業活動情報に対する当該法人等からの公開請求の取扱い

本号は、法人等又は事業を営む個人の競争上等の地位が損なわれると認められる情報が記録されている市政情報を一律非公開とする趣旨である。したがって、公開請求者（この場合、法人等又は事業を営む個人）が、自己に関する情報について公開請求をした場合であっても、第三者からの公開請求の場合と同様に取り扱う。

第7条第4号 公共の安全・秩序維持情報

(4) 公にすることにより，人の生命，身体，財産又は社会的な地位の保護，犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報

【趣旨・解釈】

- 1 本号は，公にすることにより，公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報が記録されている市政情報を非公開とすることを定めたものである。
- 2 本号に該当する情報は，公にすることにより，犯罪の被疑者，参考人，情報提供者等の生命，身体等の保護に支障が生じたり，あるいは犯罪の予防，犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある場合に，これらを防止するため非公開とする趣旨である。
- 3 「人の生命，身体，財産又は社会的な地位の保護」とは，公共の安全と秩序の維持の観点から人の生命，身体，財産又は社会的な地位を保護する趣旨であって，例えば次のような情報をいう。
 - (1) 公にすることにより，犯罪の被疑者，参考人又は通報者が特定され，その結果これらの人々の生命若しくは身体に危害が加えられ，又はその地位若しくは正常な生活が脅かされることになるおそれがある情報
 - (2) 公にすることにより，特定の個人の行動予定，家屋の構造等が明らかにされ，その結果これらの人々が犯罪の被害者となるおそれがある情報
 - (3) 公にすることにより，違法又は不正な行為の通報者又は告発者が特定され，その結果これらの人々の地位又は正常な生活が脅かされるおそれがある情報
- 4 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは，犯罪の予防のほか，平穏な市民生活，社会の風紀又はその他の公共の秩序を維持するために必要な活動等をいう。
- 5 「支障が生ずるおそれがある」とは，公共の安全と秩序の維持のための活動等が阻害され，若しくは適正に行われなくなり，又はその可能性がある場合をいう。

第7条第5号 審議，検討又は協議に関する情報

- (5) 市の機関又は国，独立行政法人等若しくは他の地方公共団体の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であつて，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨・解釈】

- 1 本号は，市の機関又は国，独立行政法人等若しくは他の地方公共団体の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報の非公開情報としての要件を定めるものである。
- 2 本号は，行政における内部的な審議，検討又は協議が円滑に行われ，適正な意思決定が損なわれないようにする観点から定めたものである。行政における意思決定は，審議，検討又は協議を積み重ねたうえでなされており，その間の行政における内部情報の中には，公にすることにより，外部からの干渉，圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるもの，未成熟な情報が確定した情報と誤解され市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの，又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものがあり，これらの情報については，非公開とすることとしたものである。
- 3 「市の機関」には，市議会も含まれる。
- 4 「市の機関又は国，独立行政法人等若しくは他の地方公共団体の内部又は相互間」とは，
 - (1) 市の機関の内部
 - (2) 国，独立行政法人等又は他の地方公共団体の内部
 - (3) 市の機関の相互間（市長部局と行政委員会の相互間等）
 - (4) 市の機関と国，独立行政法人等又は他の地方公共団体の相互間
 - (5) 国，独立行政法人等又は他の地方公共団体の相互間をいう。
- 5 「不当に」とは，審議，検討又は協議に関する情報の性質に照らし，検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し，公にすることの公益性を考慮してもなお，その支障が看過しえない程度のものである場合をいう。

【運用】

合議制機関等の審議等に関する情報について、本号により公開又は非公開の判断をする場合は、当該合議制機関等の性質や審議事項の内容に照らし、個別具体的に、率直な意見の交換等を「不当に」損なうおそれの有無を判断する。

第7条第6号 行政運営情報

- (6) 市の機関又は国，独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う試験問題，職員の身分取扱い，争訟の処理方針，監査及び検査の計画その他の事務事業に関する情報であつて，公にすることにより，当該事務事業の性質上，当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨・解釈】

- 1 本号は，公にすることにより，市の機関又は国，独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録された市政情報を非公開とすることを定めたものである。
- 2 当該事務事業の公にすることによる支障は，本号本文に列記した項目に限定されるものではない。したがって，公にすることにより支障が生ずる場合には，「当該事務事業の性質上，当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある限り非公開とされる。
- 3 「当該事務事業の性質上」とは，当該事務事業の性質に照らして保護する必要がある場合のみ非公開とすることができることとする趣旨である。また，「当該事務事業」には，同種の事務事業が反復される場合の将来の事務事業も含まれる。
- 4 「事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは，事務事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果，公にすることの公益性を考慮してもなお，当該事務事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものをいう。この場合，「支障を及ぼすおそれ」は，単なる抽象的な可能性では足りず，当該事務事業の適正な遂行に支障を生じることについて，法的保護に値する蓋然性が認められなければならない。

第7条第7号 任意提供情報

(7) 市，国，独立行政法人等，他の地方公共団体及び公開請求者以外のものが，実施機関の要請を受けて，公にしないとの条件で任意に提供された情報であつて，通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨・解釈】

- 1 本号は，市，国，独立行政法人等，他の地方公共団体及び公開請求者以外のもの（以下「情報提供者」という。）から提供された情報で，実施機関の要請を受けて，公にしないとの条件で任意に提供した情報その他公にされないと情報提供者が信頼して提供した情報（任意提供情報）を非公開とする場合の要件を定めたものである。
- 2 非公開を前提とした情報の任意提供は，一般的に他に知らされないという認識及び信頼の下に行われている。本号は，このような情報を公にした場合，当該情報提供者との信頼関係が損なわれるおそれがあることから定めたものである。
- 3 「実施機関の要請を受けて，公にしないとの条件で任意に提供された情報」とは，実施機関が情報提供者に情報の提供を要請し，情報提供者が公にしないとの条件でこれに応じて任意に提供した情報をいう。実施機関において，当該情報の提出を求める法的権限があるにもかかわらず，行政指導により情報を提出させた場合は，本号には該当しない。
- 4 「通例として公にしないこととされているもの」とは，当該情報提供者が属する業界，業種等の通常の慣行に照らして，公にしないことに合理的な理由があるものをいう。
- 5 「当時の状況等に照らして」とは，当該情報提供時の諸般の事情に照らして判断することを基本とするが，必要に応じ，取得後の事情の変更も考慮することとする趣旨である。

第8条 市政情報の部分公開

第8条 実施機関は、公開請求に係る市政情報の一部に、非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、公開請求に係る市政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより、当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、当該市政情報の全体を非公開とするのではなく、非公開情報に係る部分を削除し、当該非公開情報に係る部分以外の部分について市政情報の公開をすることを定めたものである。
- 2 「非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ」とは、公開請求に係る市政情報から非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを区分し、かつ、非公開情報に係る部分を物理的に除くことが、当該市政情報の中の非公開情報に係る部分を記録した状態や一部公開のための複製物を作成するために必要な時間、経費等から判断して、容易である場合をいう。
- 3 「公開請求の趣旨が損なわれる」とは、公開請求に係る市政情報から非公開情報に係る部分を区分して除くと、公開される部分に記録されている情報が一般に公表されている情報だけとなる場合や無意味な文字、数字等の羅列となる場合などをいう。

【運用】

個人情報記録された市政情報の一部公開の取扱い

特定の個人であるかどうかを識別するのは、通常氏名及び住所をもって行われているので、氏名及び住所が記録されている市政情報の場合は、おおむね第7条第2号の個人情報に該当すると考えられる。ただし、氏名、住所等を削除した場合に、公にしても個人の正当な権利利益が損なわれるおそれがないと認められ、かつ、公開請求の趣旨を損なわずに市政情報の一部を公開することができるときは、当該氏名、住所等を削除したその他の部分の市政情報の公開をすることとする。

なお、氏名、住所等を削除したとしても、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別できる場合があるため、慎重に検討する必要がある。

【関係規則・規程等】

○調布市情報公開事務取扱規程

別記（第5条関係） 第6 市政情報の公開方法

- | | |
|-------------------|-------------|
| （1）閲覧の方法 | （128 ページ参照） |
| （2）視聴の方法 | （128 ページ参照） |
| （3）写しの交付の方法 | （129 ページ参照） |
| （4）公開する場合の注意事項 | （129 ページ参照） |
| （8）電磁的記録の一部公開の取扱い | （130 ページ参照） |

第9条 公益上の理由による裁量的公開

第9条 実施機関は、公開請求に係る市政情報に非公開情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該市政情報を公開することができる。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、公開請求に係る市政情報に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められた場合には、実施機関の高度の行政的判断により公開することができることを定めたものである。
- 2 法令秘情報については、法令等によって公開が禁止されている情報であり、本条例による公開の余地がないものであるから、裁量的公開の対象から除外する。
- 3 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、第7条第2号（個人情報）のただし書ウの規定、同条第3号（事業活動情報）のただし書の規定による人の生命、健康などの個人的な法益保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要性のある場合のことをいう。

第10条 市政情報の存否に関する情報

第10条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る市政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該市政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

【趣旨・解釈】

- 1 公開請求に対しては、当該公開請求に係る市政情報の存否を明らかにしたうえで、公開決定等をすべきであるが、本条は、その例外として、市政情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否すること（存否応答拒否）ができる場合について定めたものである。
- 2 「当該公開請求に係る市政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、例えば、特定個人の病歴の情報や特定企業の技術開発情報等、公開請求に対し、当該市政情報は存在するが非公開とするという回答又は当該市政情報は存在しないという回答をすることによって非公開情報の保護利益が害されることとなる場合をいう。

【運用】

- 1 本条により公開請求を拒否するときは、第11条第2項の公開をしない旨の決定を行うこととなり、必要にして十分な拒否理由の提示をする必要がある。
- 2 存否応答拒否をする必要がある市政情報については、当該市政情報が実際には存在しない場合であっても、不存在決定をするのではなく存否応答拒否をするものである。
- 3 本条は、公開請求に対する応答の例外規定であるから、本条の規定により存否応答拒否をする場合は、その妥当性を適切に判断する必要がある。そこで、存否応答拒否の適用に当たっては、関係部課長及び総務課長と協議するとともに、本条を適用した場合は、調布市情報公開審査会へ事後報告をすることとする。

【関係規則・規程等】

○調布市情報公開事務取扱規程

別記（第5条関係） 第5 公開決定等の事務

（4）ア 関係部課長及び総務課長との協議

(127ページ参照)

ウ 情報公開審査会への報告

(127ページ参照)

第 11 条 公開請求に対する決定等

第 11 条 実施機関は、公開請求に係る市政情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る市政情報の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る市政情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、公開請求に対する実施機関の応答義務及び応答の形態を明らかにし、存否応答拒否をする場合及び文書の不存在を理由とする請求拒否をする場合についても明確に処分として位置づけることを定めたものである。
- 2 実施機関は、公開請求に対し、第 1 項又は第 2 項に規定する決定のいずれかをしなければならない。

【関係規則・規程等】

○調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則

第 4 条 市政情報公開決定通知書等 (97 ページ参照)

○調布市情報公開事務取扱規程

別記（第 5 条関係） 第 2 公開請求書の受付事務

（6）主管課の特定 (125 ページ参照)

別記（第 5 条関係） 第 3 公開請求書の収受に係る事務

（4）公開日時及び場所の通知 (125 ページ参照)

別記（第 5 条関係） 第 5 公開決定等の事務

（1）市政情報の内容の検討 (126 ページ参照)

（3）第三者情報の取扱い (126 ページ参照)

第12条 公開決定等の期限

第12条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第6条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 公開請求に係る市政情報が著しく大量であるため、公開請求があった日から60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る市政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの市政情報については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの市政情報について公開決定等をする期限

【趣旨・解釈】

1 本条は、公開請求に対する実施機関の応答の期限について定めたものである。

2 日数は、公開請求があった日の翌日から起算する。

3 第2項の「やむを得ない理由」とは、実施機関が、公開請求に対して、公開請求のあった日から14日以内に公開決定等をするよう誠実に努力しても、当該期間内に公開決定等を行うことができないおおむね次のような場合をいう。

(1) 一度に多くの種類の公開請求があり、公開請求に係る市政情報を短期間に検索することが困難であるとき、又は公開請求のあった市政情報の内容が複雑で、短期間に公開決定等を行うことが困難であるとき。

(2) 公開請求があった市政情報に市以外のものに関する情報が記録されているため、市以外のものの意見を聴く必要があり、短期間に公開決定等を行うことが困難であるとき。

(3) 天災等の発生や一時的な業務量の増大等のため、短期間に公開決定等を行うことが困難であるとき。

(4) その他の合理的な理由により、期間内に公開決定等を行うことが困難であるとき。

4 「60日を限度としてその期間を延長することができる」とは、やむを得ない理由により、14日以内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から60日以内に公開決定等を行わなければならないとする趣旨である。

なお、この期間延長は、原則として、再度行うことはできないものとする。

5 第3項は、公開請求に係る市政情報が著しく大量であるため、公開請求があった日から60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合における公開決定等の期限の特例を定めたものである。

(1) 「公開請求に係る市政情報が著しく大量である」とは、公開請求を処理する主管課において、公開決定等に関する事務を60日以内に処理しようとする時、当該主管課の通常事務の遂行に著しい支障が生ずる程の量をいう。

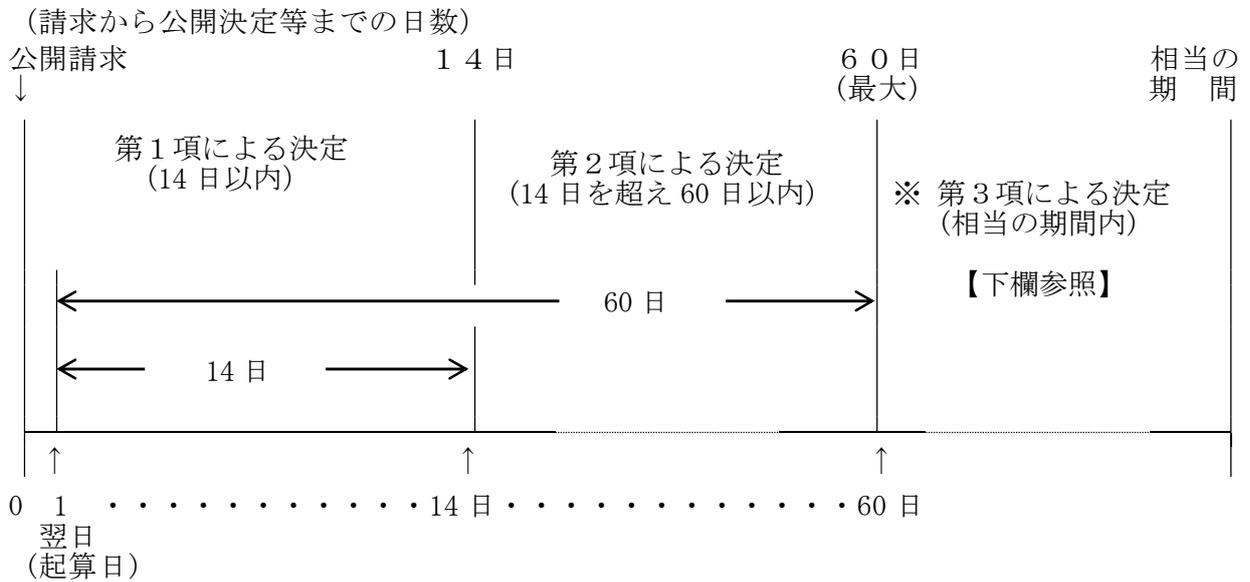
(2) 「事務の遂行に著しい支障が生ずる」とは、通常生ずる支障の程度を超えた、業務上看過しえない支障をいう。

(3) 「相当の部分」とは、本項が、公開請求に係る市政情報について、公開決定等を分割して行うことを認めた趣旨に照らし、実施機関が60日以内に努力して処理することができる部分であって、公開請求者の要求をある程度満たすまとまりのある部分をいう。

(4) 「相当の期間」とは、残りの市政情報について、実施機関が処理するために必要な合理的期間をいう。

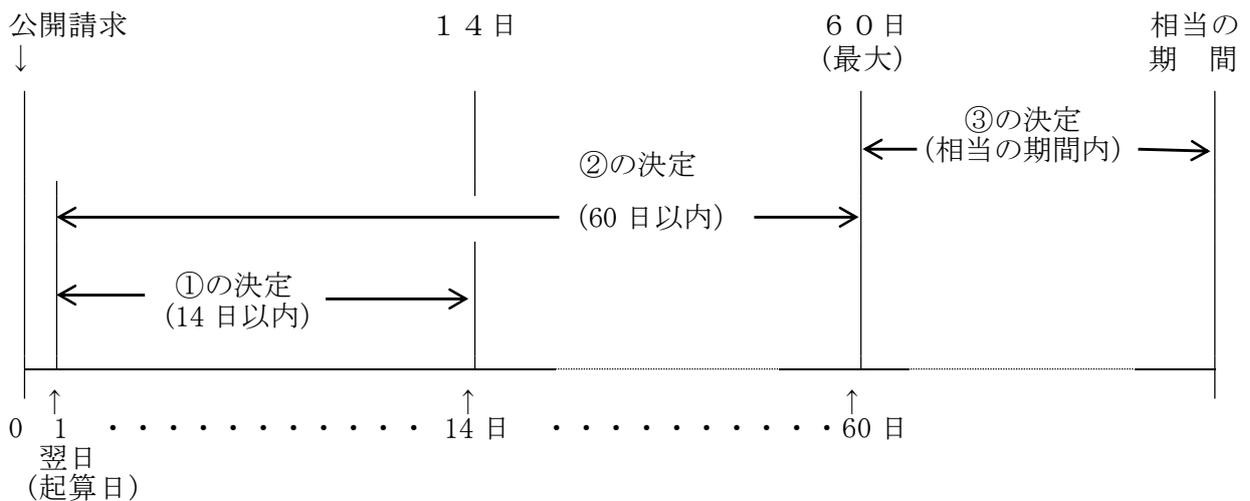
(5) 「本項を適用する旨及びその理由」には、公開請求に係る市政情報が著しく大量であること、公開請求があった日から60日以内にその全てについて公開決定等を行うことが、通常の行政事務の遂行に著しい支障を及ぼすことを具体的に記載するものとする。

【運用】



※第3項を適用する場合の手続

- ① 14日以内に第3項を適用することの決定をし、公開請求者に通知する。
- ② 公開請求に係る市政情報の相当の部分については60日以内に公開決定等を行う。
- ③ 相当の期間内に残りの市政情報の公開決定等を行う。



【関係規則・規程等】

○調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則

第5条 公開決定等の期間の延長通知書

(98 ページ参照)

○調布市情報公開事務取扱規程

別記（第5条関係） 第2 公開請求書の受付事務

（3）ウ 公開請求者の協力

(124 ページ参照)

（5）郵送による受付

(125 ページ参照)

別記（第5条関係） 第3 公開請求書の収受に係る事務

（1）決定期限が休日に当たる場合

(125 ページ参照)

（2）特例延長の通知

(125 ページ参照)

第13条 理由の付記等

第13条 実施機関は、第11条各項の規定により公開請求に係る市政情報の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、公開請求に係る市政情報が、当該市政情報の全部又は一部を公開しない旨の決定の日から1年以内にその全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 第1項は、第11条各項の規定により公開請求に係る市政情報の全部又は一部を公開しないときは、理由の提示が必要であること、また、その場合は、公開しない根拠規定及びこれを適用する理由を客観的に理解できる程度に記載しなければならないことを定めたものである。
 - (1) 「第11条各項の規定により公開請求に係る市政情報の全部又は一部を公開しないとき」には、公開請求に係る市政情報の全部又は一部を公開しない旨の決定をする場合のほか、不存在の決定及び存否応答拒否をする場合を含むものである。
 - (2) 不存在決定の理由としては、不作成、未取得、廃棄等がある。
 - (3) 存否応答拒否をする場合の理由は、当該公開請求に係る市政情報が仮に存在する場合、どの非公開条項に該当し、当該市政情報の存在等を明らかにすることがなぜ非公開情報を明らかにすることになるのかを示さなければならない。
- 2 第2項は、公開請求に係る市政情報に非公開情報が記録されている場合であっても、公開請求に係る市政情報の全部又は一部を公開しない旨の決定の日から1年以内に非公開情報に該当する事由が消滅し、公開請求に係る市政情報を公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知する趣旨である。

【運用】

理由の付記は、公開請求を拒否する決定を適法にするための要件であり、理由を付記していない場合又は付記された理由が不十分な場合は、瑕疵ある行政処分となる。したがって、公開請求を拒否する処分を行う場合には、本条の趣旨に即し、非公開の理由を明確に付記しなければならない。

【関係規則・規程等】

○調布市情報公開事務取扱規程

別記（第5条関係） 第5 公開決定等の事務

（7）イ 公開しないことの根拠規定及び理由の付記 (127 ページ参照)

ウ 市政情報を公開することができる時期の通知 (128 ページ参照)

第14条 第三者保護に関する手続

第14条 公開請求に係る市政情報に国，独立行政法人等，他の地方公共団体及び公開請求者以外のもの（以下この条及び第19条の2から第21条までにおいて「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは，実施機関は，公開決定等をす
るに当たって，当該情報に係る第三者に対し，公開請求に係る市政情報の表示その他
実施機関が定める事項を通知して，意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は，次の各号のいずれかに該当するときは，第11条第1項の決定（以下
「公開決定」という。）に先立ち，当該第三者に対し，公開請求に係る市政情報の表
示その他実施機関が定める事項を書面により通知して，意見書を提出する機会を与え
なければならない。ただし，当該第三者の所在が判明しない場合は，この限りでな
い。

(1) 第三者に関する情報が記録されている市政情報を公開しようとする場合であつ
て，当該情報が第7条第2号ウ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当する
と認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている市政情報を第9条の規定により公開しよう
とするとき。

3 実施機関は，前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該市
政情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において，公開決定をす
るときは，公開決定の日と公開をする日との間に少なくとも2週間を置かなければな
らない。この場合において，実施機関は，公開決定後直ちに，当該意見書（第19条
の2第1項及び第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対
し，公開決定をした旨及びその理由並びに公開する日を書面により通知しなければな
らない。

【趣旨・解釈】

1 第1項は，公開請求に係る市政情報に第三者（国，独立行政法人等，他の地方公共団体
及び公開請求者は除かれる。）に関する情報が記録されているときは，当該第三者に対し，
意見書を提出する機会を与えることによって，慎重かつ公正な公開決定等を行うこととす

る趣旨である。ただし、実施機関に対して、市以外のものに意見書を提出する機会を与えることを義務付けるものではなく、また、意見書を提出した市以外のものに対して、公開決定等についての同意権を与えたものではない。

- 2 第2項は、公開請求に係る市政情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、第7条第2号ただし書ウ、同条第3号ただし書又は第9条の規定により公開しようとするときは、第三者に対する適正な行政手続を保障する観点から、当該第三者に意見書提出の機会を付与することを実施機関に義務付けることを定めたものである。
- 3 第3項は、第1項又は第2項の規定により意見書提出の機会を与えられた第三者が反対意見書を提出した場合において、実施機関が公開決定をする場合、当該第三者のために争訟の機会を確保する趣旨である。
- 4 「公開決定の日と公開をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」とは、反対意見書を提出した第三者が、市政情報の公開決定の取消しを求める争訟を提起し、公開の執行停止の申立てを行う期間について、公開請求者の迅速な公開への期待を斟酌し、少なくとも2週間以上置くこととしたものである。

【関係規則・規程等】

○調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則

第6条 第三者保護に関する手続 (98 ページ参照)

○調布市情報公開事務取扱規程

第4条 主管課で行う事務

(6) 意見提出機会の付与 (120 ページ参照)

第6条 第三者保護に関する手続 (121 ページ参照)

第8条 審査請求があった場合の取扱い

(7) 第三者からの審査請求への対応 (122 ページ参照)

別記(第5条関係) 第5 公開決定等の事務

(3) 第三者情報の取扱い (126 ページ参照)

第15条 市政情報の公開の方法

第15条 市政情報の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録その他のものについてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 実施機関は、公開請求に係る市政情報を直接公開することにより、当該市政情報の保存に支障が生じるおそれがあると認められるときその他合理的な理由があるときは、当該市政情報の写しによりこれを行うことができる。

【趣旨・解釈】

1 本条は、第11条第1項の規定により市政情報の公開決定をした場合における具体的な公開の方法を定めたものである。

2 市政情報の種類別の公開の方法は、次のとおりである。

(1) 文書又は図画については、閲覧又は写しの交付

(2) フィルムについては視聴。ただしマイクロフィルムについては視聴及び写しの交付（印刷物として出力したものの交付）

(3) 電磁的記録

ア ビデオテープ又は録音テープに準じる動画又は音声記録されている媒体については視聴

イ その他の電磁的記録については、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付を基本的な公開の方法とするが、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又は電磁的記録媒体に複製したものの交付が容易である場合は、当該電磁的記録の視聴又は写しの交付により行うことができる。

3 「市政情報の保存に支障が生じるおそれがあると認められるとき」とは、市政情報の形態若しくは形状から市政情報が破損され、又は汚損されるおそれがあるときをいう。

4 「その他合理的な理由があるとき」とは、市政情報の一部を公開するとき、常用の市政情報を公開することにより日常の業務に支障を生ずるときその他相当と認められるときをいう。

【関係規則・規程等】

○調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則

第7条 電磁的記録の公開方法 (98 ページ参照)

第8条 市政情報の公開の実施等 (98 ページ参照)

○調布市情報公開事務取扱規程

第5条 市政情報の公開事務 (121 ページ参照)

別記(第5条関係) 第5 公開決定等の事務

(6) エ 「公開の方法」欄 (127 ページ参照)

別記(第5条関係) 第6 市政情報の公開方法 (128 ページ参照)

別記(第5条関係) 第7 市政情報の公開事務 (130 ページ参照)

第16条 手数料等

第16条 この条例の規定に基づく市政情報の公開及び市政情報の任意的公開に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき、市政情報の写しの交付及び送付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、この条例に基づく市政情報の公開及び市政情報の任意的公開に係る費用負担を定めたものである。
- 2 第1項は、市政について説明する責務を全うすることを前提とした市政情報の公開に係る事務手数料を無料とすることを定めたものである。
- 3 第2項は、市政情報の写しを必要とする場合、写しの作成及び送付に要する実費は、請求者の負担となることを定めたものである。

【関係規則・規程等】

○調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則

第10条 写しを交付する場合の費用等 (99 ページ参照)

○調布市情報公開事務取扱規程

第3条 情報公開コーナーで行う事務

(6) 写しの交付費用の徴収 (120 ページ参照)

別記(第5条関係) 第3 公開請求書の收受に係る事務

(3) 写しを交付する場合の費用負担 (125 ページ参照)

別記(第5条関係) 第6 市政情報の公開方法

(3) キ 郵送による写しを交付する場合の費用負担 (129 ページ参照)

別記(第5条関係) 第7 市政情報の公開事務

(3) ウ 交付数量及び写しの作成個所の確認 (130 ページ参照)

(6) 郵送による写しの交付事務 (131 ページ参照)

第17条 他の制度等との調整

第17条 他の法令等の規定により、市政情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の写しの交付の手續が定められている場合は、当該法令等の定めるところによる。

2 この条例は、市民の利用に供することを目的として、図書館その他の施設で管理している図書、図画等については、適用しない。

【趣旨・解釈】

1 本条は、法令等による閲覧制度や閲覧・貸出を目的とする施設における閲覧・貸出制度など、他の制度との調整を図るものである。したがって、他の制度において閲覧等ができない場合には、法令等がこれを禁止する趣旨でない限り、本条例が並行的に適用される。

2 第1項は、市政情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付に関する手續が、法令又は他の条例に規定されている場合における本条例と当該法令又は他の条例との適用関係について定めたものである。法令又は他の条例が閲覧等の対象者、方法、期間又は範囲を定めている場合は、その限りにおいて、市政情報の公開をしないこととしたものである。

3 第2項は、市の図書館等の施設において、閲覧又は貸出をすることを目的として管理されている市政情報について、本条例に基づく市政情報の公開の対象としないことを定めたものである。

(1) 市の図書館等において、一般の閲覧に供し、又は貸し出すことを目的として収集、整理及び保管又は保存している図書、資料類は、当該施設の管理規程等の定めに従った閲覧等によることとし、市政情報の公開の対象としない。

(2) 本項が適用になる施設とは、図書、図画、資料、刊行物等を一般の閲覧に供し、又は貸し出すことを事務事業として行っている施設をいい、公の施設であるか否かを問わない。その例として、次のようなものがある。

ア 調布市立図書館

イ 公文書資料室

ウ 調布市郷土博物館

【運用】

1 本条例と法令又は他の条例との適用関係

法令又は他の条例の規定により、市政情報の閲覧等の手続、対象者、期間等が限定的に定められている次のような場合は、本条例が適用されることとなる。

- (1) 法令又は他の条例が閲覧又は縦覧の手続についてのみ定めている場合において、市政情報の公開のうちの写しの交付の請求があったとき。

(法令又は他の条例が閲覧又は縦覧の手続のみを定めている例)

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定による都市計画図書の縦覧

イ 地価公示法（昭和44年法律第49号）、地価公示法施行令（昭和44年政令第180号）及び調布市地価公示図書閲覧規程（昭和45年告示第44号）

ウ 東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第52条の規定による環境影響評価書案の縦覧

- (2) 法令又は他の条例が対象者を限定している場合において、当該対象者以外のものから市政情報の公開の請求があったとき。

(法令又は他の条例が対象者を限定している例)

ア 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第84条第2項の規定による簿書の閲覧（利害関係者）

イ 公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）第15条の3の規定による公害審査会の事件記録の閲覧（当事者）

- (3) 法令又は他の条例が閲覧等の期間を限定している場合において、当該期間外に市政情報の公開の請求があったとき。

(法令又は他の条例が請求期間を限定している例)

ア 都市計画法第17条第1項の規定による都市計画の案の縦覧（公告の日から2週間）

イ 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）第17条第4項の規定による保全地域の指定の案の縦覧（公告の日から14日間）

- (4) 法令又は他の条例が閲覧等の対象文書の範囲を限定している場合において、当該文書以外に対する市政情報の公開の請求があったとき。

(法令又は他の条例が閲覧等の対象文書の範囲を限定している例)

ア 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第4項の規定による公職の候

補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の閲覧

2 図書館等で閲覧等を行うことができる市政情報の取扱い

条例上の市政情報に該当するものであっても、図書館等の施設で閲覧及び貸出に供されているものについては、市政情報の公開をしないものであるから、公開請求があった場合、当該図書館等の施設で閲覧等が可能である旨の教示をするものとする。

【関係規則・規程等】

○調布市情報公開事務取扱規程

別記（第5条関係） 第1 案内及び相談事務

（1）刊行物等の案内 (123 ページ参照)

（3）他制度の案内 (124 ページ参照)

別記（第5条関係） 第5 公開決定等の事務

（5）他制度調整のため公開を行わない市政情報の処理 (127 ページ参照)

第18条 市政情報の任意的公開

第18条 実施機関は、第5条の規定により市政情報の公開を請求することができるものの以外のもから市政情報についての公開の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、第5条の規定により市政情報の公開を請求することができるものの以外のもからの市政情報の公開の申出に対し、実施機関が支障のない範囲内でこれに応ずるよう努めるものとする市政情報の任意的な公開について定めたものである。
- 2 「市政情報の公開を請求することができるものの以外のもの」とは、第5条第1号から第5号までに該当しないものをいう。

【関係規則・規程等】

○調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則

第9条 市政情報任意的公開申出書の提出等 (98 ページ参照)

○調布市情報公開事務取扱規程

第3条 情報公開コーナーで行う事務

(4) 市政情報公開請求書と市政情報任意的公開申出書の受付 (120 ページ参照)

第4条 主管課で行う事務

(4) 市政情報公開請求書と市政情報任意的公開申出書の受付 (120 ページ参照)

(5) 決定に関すること (120 ページ参照)

第7条 市政情報の任意的な公開 (121 ページ参照)

別記(第5条関係) 第2 公開請求書の受付事務

(1) イ 事務事業との利害関係の確認 (124 ページ参照)

第3章 救済手続

第19条 審理員による審理手続に関する適用除外

第19条 公開決定等に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をいう。以下同じ。）については、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、公開決定等に係る審査請求があった場合に、行政不服審査法第9条第1項の規定による審理員の指名を適用除外とすることについて定めたものである。
- 2 公開決定等に係る審査請求については、本条例に基づき、情報公開審査会が専門的に審議するものであり、行政不服審査法に基づく審理員制度と同等以上の公正性が確保されているため、審理員の指名を除外することとしたものである。
- 3 審理員の指名がなされないことにより、審理員意見書の作成や行政不服審査会への諮問等の手続が適用除外となる。

第19条の2 諮問

第19条の2 実施機関は、公開決定等について審査請求があった場合は、次の各号に掲げる場合を除き、調布市情報公開審査会に速やかに諮問し、その意見を尊重して、当該審査請求についての裁決を行うものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る市政情報の全部を公開することとする場合（当該審査請求に係る公開決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、公開決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合の救済手続を定めたものである。
- 2 第1項は、公開決定等に対する審査請求があった場合、当該審査請求に係る実施機関は、本項第1号又は第2号に該当する場合を除き、調布市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対する諮問を経た後に、当該審査請求についての裁決を行う趣旨である。
- 3 第1項第1号の「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、行政不服審査法に基づく審査請求が、審査の結果、審査請求人としての要件に該当しない、期間経過後の審査請求であるなどの要件不備により却下される場合をいう。また、公開請求に係る市政情報の全部又は一部を公開しない旨の決定を取り消し、又は変更し、結果的に公開請求があった市政情報の全部を公開した場合も、回復すべき権利利益がない審査請求となるため、不適法となる。
- 4 第1項第2号は、諮問実施機関が裁決で、審査請求の内容を全て認容して公開請求に係る市政情報の全部又は一部を公開しない旨の決定を取り消し、実施機関（所管課）が公開請求があった市政情報の全部を公開する場合には、第14条第3項に規定する第三者からの反対意見書が提出されているときを除き、審査会への諮問が不要であることを定めたものである。
- 5 第2項は、審査会への諮問について、実施機関（所管課）から諮問実施機関に提出され

た弁明書の写しをもって行うものであるという趣旨である。

【関係規則・規程等】

○調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則

第11条 審査会に諮問した旨の通知 (99 ページ参照)

○調布市情報公開事務取扱規程

第8条 審査請求があった場合の取扱い

(1) 主管課における再検討 (121 ページ参照)

(2) 審査会への諮問 (121 ページ参照)

(7) 第三者からの審査請求への対応 (122 ページ参照)

第20条 諮問をした旨の通知

第20条 前条第1項の規定により諮問した実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次の各号に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、諮問実施機関が、審査請求人や参加人などの関係者に対し、審査会に諮問をした旨を通知しなければならないことを定めたものである。
- 2 第1号は、審査請求人及び当該審査請求に利害関係人として参加している参加人に対し、審査会に諮問をした旨を通知することとしたものである。
- 3 第2号は、公開決定について第三者が審査請求を提起している場合、公開請求者に対し、審査会に諮問をした旨を通知することとしたものである。
- 4 第3号は、公開決定等について反対意見書を提出した第三者が参加人となっていない場合であっても、当該第三者に対し、審査会に諮問をした旨を通知することとしたものである。

【関係規則・規程等】

○調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則

第11条 審査会に諮問した旨の通知

(99 ページ参照)

第 21 条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

第 21 条 第 14 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る市政情報の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該公開決定等に係る市政情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該市政情報の公開に反対の意思表示をしている場合に限る。）

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、第三者に関する情報が記録されている市政情報の公開決定等（第 11 条各項の決定をいう。以下同じ。）に対する審査請求について、公開決定（市政情報の全部又は一部を公開する決定をいう。以下同じ。）に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決を行う場合、又は公開請求に係る市政情報の全部又は一部を公開しない旨の決定を取り消し、又は変更し、当初の決定より公開する部分を拡大する裁決を行う場合に、当該裁決に係る市政情報に自己の情報が記録されている第三者に訴訟提起の機会を確保するための手続を定めたものである。
- 2 第 1 号は、公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する場合、当該市政情報は公開されることとなるが、その結果、当該第三者に回復不能の利益侵害が生じるおそれがあるため、当該第三者に訴訟を提起する機会を与えることが、裁判を受ける権利の保障の観点から望ましい。そこで、このような場合には、審査請求に対する裁決の日と公開をする日との間に 2 週間以上の期間を置き、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保することとしたものである。
- 3 第 2 号は、公開請求に係る市政情報の公開決定等に対する審査請求が行われた結果、当該審査請求に係る公開決定等を変更し、当初の決定より公開する部分を拡大する裁決を行うこととなった場合についても、公開決定を行う場合と同様に、第三者の権利保護を図る必要があることから、公開決定等を変更する裁決の日と公開をする日との間に 2 週間以上の期間を置くこととしたものである。
- 4 本条各号に該当する場合は、当該第三者に対し、公開する裁決をした旨及びその理由並びに公開をする日を書面により通知しなければならない。

5 裁決により公開請求に係る市政情報の全部又は一部を公開しない旨の決定が取り消された結果、諮問実施機関が再度行う当該市政情報の公開決定は、第11条第1項に基づくものであるから、第14条第3項が適用され、公開決定の日と公開をする日との間に2週間以上の期間を置くとともに、当該第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開をする日を書面により通知しなければならない。

【運用】

市政情報の公開決定の取消しを求める審査請求が提起された場合、当該審査請求の提起自体には、行政不服審査法第25条第1項の規定により、当該公開決定に係る市政情報の公開に対する執行停止の効力はないが、同法第25条第2項又は第3項の規定により、処分取消を求める審査請求に併せて執行停止の申立てがあり、これを諮問実施機関が認めたとき、又は諮問実施機関が職権により執行停止を行ったときは、当該審査請求に対する裁決の日までは公開をしないこととする。

【関係規則・規程等】

○調布市情報公開事務取扱規程

第8条 審査請求があった場合の取扱い

(7) 第三者からの審査請求への対応

(122 ページ参照)

第4章 調布市情報公開審査会

第22条 調布市情報公開審査会

第22条 第19条の2第1項の規定による諮問に応じて審議するため、調布市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項の規定による審議のほか、情報公開に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 4 審査会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、第19条の2第1項に規定する諮問に応じて審議し、また、情報公開制度全般に関する重要事項について、実施機関に意見を述べるため、市長の諮問機関として、審査会を設置することを定めたものである。
- 2 本条は、第三者的機関である審査会が、公開決定等の当否について審議し、併せて情報公開制度全般の改善や情報公開の総合的な推進を図るために必要な重要事項について、実施機関に意見を述べることにより、本条例の公正かつ民主的な運営を確保する趣旨である。
- 3 審査会には、第23条第1項の規定により、非公開情報が記録された市政情報を直接見分するいわゆるインカメラ審理の権限が与えられている。そこで、第5項は、審査会委員の守秘義務について定めている。
- 4 「職務上知り得た秘密」とは、個人情報に限らず、一般行政情報等で秘密に属するものも含むものである。

【関係規則・規程等】

○調布市情報公開審査会規則

(95 ページ参照)

第23条 審査会の調査権限

- 第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった公開決定等に係る市政情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された市政情報の公開を求めることはできない。
- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった公開決定等に係る市政情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に規定するもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人及び諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、審査会が審査のために必要な調査を行うことができる旨を定めたものである。
- 2 第1項は、実施機関の行った公開決定等の判断が妥当かどうか、非公開情報が当該市政情報に記載されているかなどを確認するため、公開決定等の判断がなされた市政情報を審査会が直接見ることができるインカメラ審理の権限を審査会に認めたものである。
- 3 第2項は、審査請求のあった公開決定等に係る市政情報の提示を審査会から求められたときは、諮問実施機関は、これに応じなければならないことを定めたものである。
- 4 第3項は、審査請求のあった公開決定等に係る市政情報の量が多く、複数の非公開情報が複雑に関係する事案などの審議では、争点を明確にし、審理を促進するうえで、審査請求のあった公開決定等に係る市政情報に記録されている情報の内容を分類又は整理した資料（ヴォーン・インデックス）が有効であることから、審査会は必要と認めるときに、諮問実施機関に対し、その指定する方法により、ヴォーン・インデックスを作成するよう求めることができることを定めたものである。
- 5 第4項の「その他必要な調査」とは、審査会が審議するために必要な実地調査を行うこと等をいう。

【運用】

インカメラ審理手続における市政情報の提示

審査会は、事案の審議に当たり、通常の場合は、当該市政情報を直接に見分したうえで判断することとなると考えられる。しかし、個人情報や犯罪捜査情報などのように、情報の性質に応じて特別の考慮を必要とするものについては、審査会は、諮問実施機関から必要な説明を聴き、当該市政情報を提示することによって生ずる支障の内容及び程度を的確に把握し、諮問に関する説明の要求その他の方法による調査を十分行ったうえで、当該市政情報の提示を求める必要性について判断することとなる。

【関係規則・規程等】

○調布市情報公開事務取扱規程

第8条 審査請求があった場合の取扱い

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| (3) 審査会への市政情報の提示（インカメラ審査への対応） | (121 ページ参照) |
| (4) 審査会への資料の提出（ヴォーン・インデックス） | (121 ページ参照) |

第24条 意見の陳述

第24条 審査会は、審査請求人等から申出があつたときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

【趣旨・解釈】

本条は、審査会が審査請求人等に対し、その必要がないと認めた場合を除き、口頭による意見陳述の機会を与えなければならないことを定めたものである。

第24条の2 意見書等の提出

第24条の2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 第1項は、審査請求人等が審査会に対し、意見書又は資料の提出をすることができることを定めたものである。なお、「相当の期間」とは、審査会の審議に影響を及ぼさない合理的な期間をいう。
- 2 第2項は、審査請求人等から審査会へ意見書及び資料の提出があった場合に、そのことを他の審査請求人等が知ることができないため、審査会が他の審査請求人等に対し、提出があったことを通知するよう努めることを定めたものである。

第25条 提出された意見書等の閲覧等

第25条 審査請求人及び参加人は、審査会に対し、第23条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料又は電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧又は複写（以下「閲覧又は複写」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めたとときその他正当な理由があるときでなければ、閲覧又は複写を拒むことができない。

2 審査会は、閲覧又は複写について、その日時及び場所を指定することができる。

【趣旨・解釈】

1 第1項は、審査請求人等から審査会に提出された意見書若しくは資料又は電磁的記録は、当該意見書若しくは資料又は電磁的記録の提出人以外の審査請求人及び参加人の弁明・反論のために参考となる場合が多く、また、審査会における公平な審議にも資することから、審査請求人及び参加人が、審査会に対して意見書若しくは資料又は電磁的記録の閲覧又は複写を請求できることを定めたものである。

なお、本請求は審査会の調査審議手続における主張・立証の便宜のために認められるものであることから、答申が行われた後に閲覧等を求めることはできない。

(1) 「第三者の利益を害するおそれがある」とは、審査会に提出された意見書若しくは資料又は電磁的記録に、個人又は法人等に関する情報が記録されており、当該意見書等の閲覧又は複写を認めることにより、当該個人又は法人等の権利利益を害するおそれがある場合をいう。

(2) 「その他正当な理由があるとき」とは、審査会に提出された意見書若しくは資料又は電磁的記録が公にされることにより、行政運営上支障を生じる情報が記録されている場合等をいう。

2 第2項は、審査会が第1項の規定により意見書若しくは資料又は電磁的記録を閲覧又は複写に供するときは、審査会の調査審議に支障が生じないように、その日時・場所を指定することができることを定めたものである。ただし、審査請求人及び参加人が十分な主張・立証をすることができるようにするという本条の趣旨を損なわない範囲において指定しなければならない。

【関係規則・規程等】

○調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則

第12条 審査会への提出資料等の閲覧等

(99 ページ参照)

○調布市情報公開事務取扱規程

第8条 審査請求があった場合の取扱い

(5) 審査会への提出資料等の閲覧等請求への対応

(121 ページ参照)

第26条 審議手続の非公開等

第26条 審査会の行う審査請求に係る審議の手続は、公開しない。

2 審査会からの答申については、公開するものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 第1項は、市政情報の公開決定等の当否を審査するという審査会の性格から、審査請求の審議の手続は全て非公開とすることを定めたものである。
- 2 第2項は、諮問に応じて審議した結果の審査会答申書について、公開することを定めたものである。

【運用】

- 1 審査会が、情報公開に関する重要事項について、実施機関に意見を述べるために開催する審査会は、非公開とする旨の議決をした場合を除き公開で行われることとなる。
- 2 審査会の答申は、公文書資料室に配架して一般の閲覧に供することとする。

第 27 条 規則への委任

第 27 条 この章に定めるもののほか審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

【趣旨・解釈】

本条は、審査会の組織及び運営について必要な事項は、調布市情報公開審査会規則（昭和 63 年調布市規則第 41 号）で定めるものである。

【関係規則・規程等】

○調布市情報公開審査会規則

(95 ページ参照)

第5章 情報公開の総合的な推進

第28条 情報公開の総合的な推進

第28条 市は、第2章に定める市政情報の公開及び市政情報の任意的公開のほか、情報公表施策及び情報提供施策の拡充を図り、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 市は、情報収集機能及び情報提供機能の強化並びにこれらの機能の有機的連携の確保並びに実施機関相互間における情報の有効活用等を図るため、総合的な情報管理体制の整備に努めるものとする。

3 市は、情報公開の効果的推進を図るため、国や他の地方公共団体との協力及び連携に努めるものとする。

【趣旨・解釈】

1 本条は、情報公開の総合的な推進に関する市の基本的な責務について定めたものである。

2 第2章に定める市政情報の公開制度は、情報公開制度において重要な位置を占めるものであるが、市民が公開を請求しない限り公開されないこと、公開の対象は市政情報そのものであり、必ずしも市民にとって分かりやすい情報ではないこと、さらに公開請求者のみに公開されることなどの限界もある。

そこで、本条は、市政情報の公開制度のほか、市民が市政に関する正確で分かりやすい情報を迅速に得られるよう、市民からの公開請求を待つことなく、積極的に市政に関する情報を公表又は提供する情報公表施策及び情報提供施策の整備拡充を進め、情報公開を総合的に推進していくことを明らかにしたものである。

3 「情報公表」とは、法令等に基づき、義務的に情報を公にすることをいう。

4 「情報提供」とは、市民からの請求を待つことなく、市が自主的に情報を公にすることをいう。

5 「情報収集機能及び情報提供機能の強化」とは、市政についての要望、意見、提言等の情報を市民から幅広く収集するとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民に適切に提供する体制を充実し、又は整備することをいう。

6 「これらの機能の有機的連携の確保並びに実施機関相互間における情報の有効活用等を図る」とは、情報収集機能及び情報提供機能の相互の連携を緊密にするとともに、その実

効性を確保するために、実施機関相互間において必要な情報の有効利用を積極的に進めることをいう。

- 7 「総合的な情報管理体制の整備に努める」とは、市政に関する正確で分かりやすい情報を適切に提供するために、必要な情報管理を総合的に行う体制の整備に努めることをいう。

【運用】

1 公表又は提供する情報

公表し、又は提供する情報は、実施機関が保有する市政情報一般であり、文書、図画、写真及びフィルムに記録された情報のほか、全ての電磁的記録を含むものである。

2 市政情報の公開制度と情報提供

本条例は、市政情報の公開を請求する市民の権利を明らかにするとともに、公開請求の対象となる市政情報の範囲、公開請求の具体的手続を定めたものである。一方、実施機関は、従来から所管する事務事業を円滑に執行するために、自主的に、あるいは市民からの求めに応じて、必要な資料等を市民に提供してきたところである。こうした情報提供は、市政情報の公開制度とは別に行われるものであるが、本条の情報公開の総合的な推進に関する市の責務の趣旨を踏まえて、積極的に行うものとする。

【関係規則・規程等】

○調布市情報公開事務取扱規程

第3条 情報公開コーナーで行う事務

(2) 市政情報の公表・提供 (120 ページ参照)

(7) 市政情報の公開の総合的な推進 (120 ページ参照)

第4条 主管課で行う事務

(2) 市政情報の公表・提供 (120 ページ参照)

第29条 情報の公表等

第29条 実施機関は、次の各号に掲げる情報で、当該実施機関が保有する情報を公表又は提供（以下「公表等」という。）しなければならない。ただし、当該情報の公表等について法令等で別段の定めがあるとき、又は当該情報が第7条各号に掲げる非公開情報に該当するときは、この限りでない。

- (1) 市の長期計画その他重要な計画及びその中間段階の案
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく執行機関の附属機関又はこれに類するもので実施機関が定めるもの（以下「附属機関等」という。）の報告書及び会議録並びに当該附属機関等への提出資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、情報の公表等を行うことが適当と認められる市政情報

2 実施機関は、同一の市政情報につき複数回公開請求を受けて公開した場合等で、市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認められるときは、情報の公表等に努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、実施機関の保有する情報の公表等の責務について定めたものである。
- 2 第1項は、公表等の対象となる情報を定めたものである。
 - (1) 地方自治法に基づく地方財政状況の公表など法令等に別段の定めがある場合は、当該法令等に基づく公表等を行うこととなる。
 - (2) 第1項各号に定める情報が、第7条各号に規定する非公開情報に該当する場合は、公表等をしない。
 - (3) 公表等の対象は、情報の内容であって、当該情報が記録された文書等の媒体ではない。
 - (4) 第2号の「これに類するもので実施機関が定めるもの」とは、市政の当面する基本的問題や重要課題について、幅広く有識者等の意見表明又は意見交換を行う場として市長が設置した会議体をいう。
- 3 第2項は、複数回公開請求を受けた市政情報の公表等について定めたものである。

「複数回公開請求を受けて公開した場合等で、市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認められるとき」とは、同一の市政情報について繰り返し公開請求がある場合などで、

当該市政情報を積極的に公表等することが，市民の便宜にもなり，行政運営の効率化に資する場合をいう。

第30条 情報提供施策の拡充

第30条 実施機関は、報道機関への積極的な情報提供及び自主的広報手段の充実に努めるとともに、その管理する資料室等の情報を提供する施設を一層市民の利用しやすいものにする等情報提供施策の拡充に努めるものとする。

2 実施機関は、効果的な情報提供を実施するため、広聴機能等情報収集機能を強化し、市民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、情報公開の総合的な推進を図るための情報提供施策の拡充について定めたものである。
- 2 「情報提供施策の拡充」とは、情報提供の量的拡充又は質的な向上に努め、報道機関への積極的な情報提供及び自主的な広報活動その他の情報提供施策の整備並びに情報通信機器等の活用による提供手段の改善等に努めることである。
- 3 「広聴機能等情報収集機能を強化し、市民が必要とする情報を的確に把握するよう努める」とは、市民の市政に対する意見及び要望を幅広く適切に把握する広聴活動を積極的に行うとともに、その成果を広報活動へ還元し、市民が必要とする市政に関する情報を効果的に提供できる体制を整備するよう努めることである。

第31条 出資等法人の情報公開等

第31条 市が出資その他財政支出等を行う法人（以下「出資等法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資等法人に対し、前項の必要な措置を講ずるよう協力を求めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、市が出資その他財政支出等を行う法人（以下「出資等法人」という。）は、本条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うよう努めるとともに、実施機関は、出資等法人に対し、情報公開を行うために必要な措置を講ずるよう協力要請することを定めたものである。
- 2 出資等法人は、市とは別の独立した法人であるため、条例上の実施機関とすることは困難であるが、市が出資その他の財政上の支出・援助等を行っており、その保有する情報の公開を進めていく必要があることから、出資等法人の設立趣旨や自律性に配慮しつつ、出資等法人が自主的に情報公開に努める責務について定める一方、実施機関に対しては、出資等法人がより一層の情報公開を進めるための指導的なかわりを含め、協力を求めている必要があることを定めている。
- 3 「必要な措置を講ずる」とは、出資等法人が、本条例の趣旨にのっとり、当該出資等法人の情報公開に関する内部規程を設けるなど、その保有する情報を自主的に公開するための制度を整えることをいう。
- 4 「協力を求める」とは、実施機関が出資等法人に対し、出資等法人の種別に応じた標準的な規程（モデル要綱）を示すなどして、情報公開に関する制度を整備するよう、協力要請することをいう。

第 3 2 条 文書管理

第 3 2 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運営に資するため、市政情報の基となる公文書を適正に管理しなければならない。

【趣旨・解釈】

本条は、情報公開制度が適切に運用される前提として、公開請求の対象となる市政情報が適正に管理されていることが必要であることから、実施機関が市政情報の基となる公文書を適正に管理する責務を定めたものである。

【関係規則・規程等】

○調布市文書管理規則

第 5 章 文書の整理及び保存

第 3 3 条 文書検索目録等の作成等

第 3 3 条 実施機関は、市政情報の検索に必要な文書目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

2 実施機関は、一般に周知する目的をもって作成した刊行物等について、その目録を作成し、毎年公表するものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、市政情報の検索に必要な文書目録等を作成する責務を定めたものである。
- 2 「一般に周知する目的をもって作成した刊行物等」とは、市民に周知するために、実施機関が作成した報告書、答申書、提言書等の印刷物をいう。第 2 項は、実施機関は、これらの目録を作成し、毎年公表することを定めたものである。

【関係規則・規程等】

○調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則

第 1 3 条 市政情報の文書検索目録等 (99 ページ参照)

○調布市情報公開事務取扱規程

第 3 条 情報公開コーナーで行う事務

(2) 市政情報の公表・提供 (120 ページ参照)

第 4 条 主管課で行う事務

(2) 市政情報の公表・提供 (120 ページ参照)

(8) 市政情報に係る文書検索目録の作成 (121 ページ参照)

第34条 実施状況の公表

第34条 市長は、毎年1回、市政情報の公開等についての実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、条例の運用状況の公表に関する市長の責務を定めたものである。
- 2 本条は、情報公開制度の実施状況を把握して今後の適正な運用を図るとともに、市民にこれを周知して市民の適正な利用及び情報公開制度の発展を推進する趣旨である。

【運用】

市長は、毎年1回、各実施機関における市政情報の公開請求件数、市政情報の公開決定等件数などについての実施状況を取りまとめ、調布市報等に掲載することによって公表するものとする。

【関係規則・規程等】

○調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則

第14条 実施状況の公表 (99 ページ参照)

○調布市情報公開事務取扱規程

第3条 情報公開コーナーで行う事務

(2) 市政情報の公表・提供 (120 ページ参照)

第4条 主管課で行う事務

(2) 市政情報の公表・提供 (120 ページ参照)

第9条 実施状況の公表 (122 ページ参照)

第35条 委任

第35条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

【趣旨・解釈】

本条は、この条例を施行するに際して必要な事項を各実施機関がそれぞれ規則等により定めることとしたものである。

【運用】

市民にとっては、各実施機関が定める規則等は、統一的であることが望ましい。そのため、この条例の施行に関して必要な事項を定め、又は変更するときは、十分に相互調整を図る必要がある。

【関係規則・規程等】

○調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則

第1条 趣旨

(97 ページ参照)

Ⅲ 情報公開制度資料

- 1 調布市情報公開条例
- 2 調布市情報公開審査会規則
- 3 調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則
- 4 調布市情報公開事務取扱規程
- 5 調布市情報公開制度連絡協議会規程
- 6 調布市議会が管理する市政情報の公開等に関する規則
- 7 調布市教育委員会が管理する市政情報の公開等に関する規則
- 8 調布市選挙管理委員会が管理する市政情報の公開等に関する規程
- 9 調布市監査委員が管理する市政情報の公開等に関する規程
- 10 調布市農業委員会が管理する市政情報の公開等に関する規程
- 11 調布市固定資産評価審査委員会が管理する市政情報の公開等に関する規程
- 12 調布市市政情報の公表等に関する要綱

1 調布市情報公開条例

平成 11 年 9 月 22 日
 条例第 19 号

改正 平 11-23, 平 12-17, 平 15-3, 平 16-25, 平 19-34, 平 27-10, 平 27-56

調布市情報公開条例（昭和 63 年調布市条例第 5 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 市政情報の公開及び市政情報の任意的公開
 - 第 1 節 市政情報の公開（第 5 条—第 17 条）
 - 第 2 節 市政情報の任意的公開（第 18 条）
- 第 3 章 救済手続（第 19 条—第 21 条）
- 第 4 章 調布市情報公開審査会（第 22 条—第 27 条）
- 第 5 章 情報公開の総合的な推進（第 28 条—第 35 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に即し、市政情報の公開を求める市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進について必要な事項を定め、もって市政について市民に説明する責務を全うするようにし、市民の監視と理解の下に公正で透明な行政を推進し、市政への積極的な参加と信頼関係を増進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 市政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されている情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
 （実施機関の責務）

第 3 条 実施機関は、市政情報の公開を求める市民の権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するとともに、市政情報の適切な管理体制及び検索体制を確立しなければならない。

2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより市政情報の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、市政情報の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 市政情報の公開及び市政情報の任意的公開

第1節 市政情報の公開

(市政情報の公開を請求できるもの)

第5条 次の各号に掲げるものは、実施機関に対して市政情報の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る市政情報の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(市政情報の公開の請求方法等)

第6条 前条の規定により市政情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対し、次の各号のいずれかの方法によりこれを行わなければならない。

- (1) 次項各号に掲げる事項を記載した請求書を提出する方法
 - (2) 電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該公開請求をしようとするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して次項各号に掲げる事項に係る情報を送信する方法で実施機関が定めるもの
- 2 前項第1号の規定により記載し、又は同項第2号の規定により送信しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 公開請求をしようとする市政情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

3 実施機関は、第1項第1号の規定により提出された請求書又は同項第2号の規定により送信された情報に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(市政情報の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る市政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記載されている場合を除き、当該公開請求者に対し、当該市政情報を公開しなければならない。

- (1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個

人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別することができることとなるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公にすることが特に必要であると認められるもの

- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報

- (5) 市の機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 市の機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う試験問題、職員の身分取扱い、争訟の処理方針、監査及び検査の計画その他の事務事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- (7) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び公開請求者以外のものが、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（市政情報の部分公開）

第8条 実施機関は、公開請求に係る市政情報の一部に、非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外

の部分を開示しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る市政情報に非公開情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該市政情報を公開することができる。

(市政情報の存否に関する情報)

第10条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る市政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該市政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る市政情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る市政情報の全部を開示しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る市政情報を保有していないときを含む。以下同じ。)は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から14日以内に行なければならない。ただし、第6条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 公開請求に係る市政情報が著しく大量であるため、公開請求があった日から60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る市政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等を行い、残りの市政情報については相当の期間内に公開決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの市政情報について公開決定等を行う期限

(理由の付記等)

第13条 実施機関は、第11条各項の規定により公開請求に係る市政情報の全部又は一部を開示しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、公開請求に係る市政情報が、当該市政情報の全部又は一部を開示しない旨の決定の日から1年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。

(第三者保護に関する手続)

第14条 公開請求に係る市政情報に国，独立行政法人等，他の地方公共団体及び公開請求者以外のもの（以下この条及び第19条の2から第21条までにおいて「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは，実施機関は，公開決定等をするに当たって，当該情報に係る第三者に対し，公開請求に係る市政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して，意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は，次の各号のいずれかに該当するときは，第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち，当該第三者に対し，公開請求に係る市政情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して，意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし，当該第三者の所在が判明しない場合は，この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている市政情報を公開しようとする場合であって，当該情報が第7条第2号ウ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている市政情報を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は，前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該市政情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において，公開決定をするときは，公開決定の日と公開をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において，実施機関は，公開決定後直ちに，当該意見書（第19条の2第1項及び第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し，公開決定をした旨及びその理由並びに公開する日を書面により通知しなければならない。

（市政情報の公開の方法）

第15条 市政情報の公開は，文書又は図画については閲覧又は写しの交付により，電磁的記録その他のものについてはその種別，情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 実施機関は，公開請求に係る市政情報を直接公開することにより，当該市政情報の保存に支障が生じるおそれがあると認められるときその他合理的な理由があるときは，当該市政情報の写しによりこれを行うことができる。

（手数料等）

第16条 この条例の規定に基づく市政情報の公開及び市政情報の任意的公開に係る手数料は，無料とする。

2 この条例の規定に基づき，市政情報の写しの交付及び送付を受けるものは，当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（他の制度等との調整）

第17条 他の法令等の規定により，市政情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本，抄本等の写しの交付の手續が定められている場合は，当該法令等の定めるところによる。

2 この条例は，市民の利用に供することを目的として，図書館その他の施設で管理している図書，図画等については，適用しない。

第2節 市政情報の任意的公開

（市政情報の任意的公開）

第18条 実施機関は，第5条の規定により市政情報の公開を請求することができるもの以外のものから市政情報についての公開の申出があった場合においては，これに応ずるよう努めるものとする。

第3章 救済手續

（審理員による審理手續に関する適用除外）

第19条 公開決定等に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をいう。以下同じ。）については、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

（諮問）

第19条の2 実施機関は、公開決定等について審査請求があった場合は、次の各号に掲げる場合を除き、調布市情報公開審査会に速やかに諮問し、その意見を尊重して、当該審査請求についての裁決を行うものとする。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る市政情報の全部を公開することとする場合（当該審査請求に係る公開決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第20条 前条第1項の規定により諮問した実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次の各号に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第21条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る市政情報の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該公開決定等に係る市政情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該市政情報の公開に反対の意思表示をしている場合に限る。）

第4章 調布市情報公開審査会

（調布市情報公開審査会）

第22条 第19条の2第1項の規定による諮問に応じて審議するため、調布市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項の規定による審議のほか、情報公開に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 4 審査会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（審査会の調査権限）

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった公開決定等に係る市政情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、

その提示された市政情報の公開を求めることはできない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった公開決定等に係る市政情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に規定するもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人及び諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第24条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（意見書等の提出）

第24条の2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。
- （提出された意見書等の閲覧等）

第25条 審査請求人及び参加人は、審査会に対し、第23条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料又は電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧又は複写（以下「閲覧又は複写」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、閲覧又は複写を拒むことができない。

- 2 審査会は、閲覧又は複写について、その日時及び場所を指定することができる。

（審議手続の非公開等）

第26条 審査会の行う審査請求に係る審議の手続は、公開しない。

- 2 審査会からの答申については、公開するものとする。

（規則への委任）

第27条 この章に定めるもののほか審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第5章 情報公開の総合的な推進

（情報公開の総合的な推進）

第28条 市は、第2章に定める市政情報の公開及び市政情報の任意的公開のほか、情報公表施策及び情報提供施策の拡充を図り、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

- 2 市は、情報収集機能及び情報提供機能の強化並びにこれらの機能の有機的連携の確保並びに実施機関相互間における情報の有効活用等を図るため、総合的な情報管理体制の整備に努めるものとする。
- 3 市は、情報公開の効果的推進を図るため、国や他の地方公共団体との協力及び連携に努めるものとする。

(情報の公表等)

第29条 実施機関は、次の各号に掲げる情報で、当該実施機関が保有する情報を公表又は提供(以下「公表等」という。)しなければならない。ただし、当該情報の公表等について法令等で別段の定めがあるとき、又は当該情報が第7条各号に掲げる非公開情報に該当するときは、この限りでない。

- (1) 市の長期計画その他重要な計画及びその中間段階の案
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく執行機関の附属機関又はこれに類するもので実施機関が定めるもの(以下「附属機関等」という。)の報告書及び会議録並びに当該附属機関等への提出資料

(3) 前2号に掲げるもののほか、情報の公表等をするのが適当と認められる市政情報

2 実施機関は、同一の市政情報につき複数回公開請求を受けて公開した場合等で、市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認められるときは、情報の公表等に努めるものとする。

(情報提供施策の拡充)

第30条 実施機関は、報道機関への積極的な情報提供及び自主的広報手段の充実に努めるとともに、その管理する資料室等の情報を提供する施設を一層市民の利用しやすいものにする等情報提供施策の拡充に努めるものとする。

2 実施機関は、効果的な情報提供を実施するため、広聴機能等情報収集機能を強化し、市民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるものとする。

(出資等法人の情報公開等)

第31条 市が出資その他財政支出等を行う法人(以下「出資等法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資等法人に対し、前項の必要な措置を講ずるよう協力を求めるものとする。

(文書管理)

第32条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運営に資するため、市政情報の基となる公文書を適正に管理しなければならない。

(文書検索目録等の作成等)

第33条 実施機関は、市政情報の検索に必要な文書目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

2 実施機関は、一般に周知する目的をもって作成した刊行物等について、その目録を作成し、毎年公表するものとする。

(実施状況の公表)

第34条 市長は、毎年1回、市政情報の公開等についての実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第35条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の調布市情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）第6条の規定により、現にされている市政情報の公開の請求は、この条例第6条第1項の規定による公開請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際、改正前の条例第12条第1項及び第15条の規定により、現にされている自己情報の開示又は記載の訂正に係る取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、改正前の条例第18条の規定により、現にされている行政不服審査法の規定に基づく不服申立ての取扱いについては、なお従前の例による。
- 5 前3項に規定するもののほか、この条例の施行前に改正前の条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 6 改正前の条例第19条第1項の規定により置かれた調布市情報公開審査会は、この条例第22条第1項の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 7 この条例の施行の際、現に改正前の条例第19条第3項の規定により、調布市情報公開審査会の委員に委嘱されている者は、この条例第22条第3項の規定により審査会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成12年9月30日までとする。

附 則（平成11年9月22日条例第23号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第17号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2号イの改正規定（日本郵政公社の役員及び職員を国家公務員から除くことに係る部分に限る。）及び附則第3項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にされている公文書の公開の請求のうち、この条例による改正前の調布市情報公開条例第11条の規定による処分のなされていないものについては、この条例による改正後の調布市情報公開条例の規定を適用する。
- 3 第7条第2号イの改正規定（日本郵政公社の役員及び職員を国家公務員から除くことに係る部分に限る。）の施行の際、現にされている公文書の公開の請求のうち、当該改正規定による改正前の調布市情報公開条例第11条の規定による処分のなされていないものについては、当該改正規定による改正後の調布市情報公開条例の規定を適用する。

附 則（平成16年12月17日条例第25号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成17年1月規則第1号で、同17年1月25日から施行）

附 則（平成19年9月21日条例第34号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成19年9月規則第68号で、同19年10月1日から施行）

附 則（平成27年3月23日条例第10号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月16日条例第56号）

（施行期日）

1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の調布市情報公開条例の規定は、市政情報の全部若しくは一部を公開する決定又は全部を公開しない決定で、この条例の施行の日以後の決定に係るものについて適用し、同日前の決定に係るものについては、なお従前の例による。

3 前項の規定は、市政情報の公開の請求に対する不作為について準用する。この場合において、同項中「全部若しくは一部を公開する決定又は全部を公開しない決定」とあるのは「公開の請求に対する不作為」と、「の決定」とあるのは「の請求」と読み替えるものとする。

2 調布市情報公開審査会規則

昭和 63 年 9 月 22 日
規 則 第 4 1 号

改正 平元-43, 平 7-11, 平 8-8, 平 12-2, 平 13-57, 平 19-15

(趣旨)

第 1 条 この規則は、調布市情報公開条例（平成 11 年調布市条例第 19 号）第 27 条の規定により、調布市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第 3 条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の傍聴)

第 4 条 審査会の会議を傍聴しようとする者は、会長の承認を受けなければならない。

- 2 会長は、傍聴をするための席が満席である場合又は傍聴しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、傍聴を承認しない。
 - (1) 会議の妨害となるおそれのある器物を携帯しているとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、会長が傍聴を不相当と認めるとき。

(傍聴人の遵守事項)

第 5 条 前条第 1 項の規定により傍聴の承認を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員等の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明する等発言の妨害をしないこと。
 - (2) みだりに席を離れ、若しくは談笑するなどして会議の秩序を乱し、又は会議の妨害をしないこと。
 - (3) 写真等の撮影又は録音をしないこと。
- 2 会長は、傍聴人が前項の規定に違反し、指示に従わないときは、退場させることができる。

(会議録)

第 6 条 会長は、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時

- (3) 出席者の氏名
- (4) 議事の件名及び内容
- (5) 非公開理由（非公開で行った場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 公開で行った会議の会議録は、公開するものとする。

（公印）

第7条 審査会の公印の名称、書体、寸法、材質、用途及びひな型は、別表に定めるところにより、総務部総務課長が管守する。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第43号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第11号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第8号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月8日規則第2号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月29日規則第57号）

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第15号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

名 称	書 体	寸 法	材 質	用 途	ひな型
調布市情報 公開審査会 会長之印	てん書	方21ミリ メートル	つげ	会長名をも ってする文 書	調布市情報 公開審査会 会長之印

3 調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則

平成12年2月18日
規則第6号

改正 平13-81, 平17-2, 平17-18, 平18-80, 平19-15, 平21-29, 平22-80,
平28-35, 平28-65, 令1-1, 令1-10

調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則（昭和63年調布市規則第40号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号。以下「条例」という。）第35条の規定により、市長が管理する市政情報の公開等について必要な事項を定めるものとする。

（利害関係の認定）

第2条 条例第5条第5号に掲げる実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものの認定は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に行うものとする。

- (1) 市内に土地建物を有するものが、市の都市計画、施設建設、道路工事等によって、当該土地建物に影響を受け、又は受けるおそれがあるとき。
- (2) 市の公共施設の使用者が、当該施設の使用に関して、自己の権利、利益等に影響を受け、又は受けるおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業により、自己の権利、利益等に影響を受け、又は受けることが明らかであるとき。

（市政情報公開請求書の提出）

第3条 条例第6条第1項第1号に規定する請求書は、市政情報公開請求書（第1号様式）とする。

2 条例第6条第1項第2号に規定する実施機関が定める方法は、市長の指定する市政情報の公開請求（以下「公開請求」という。）のを行うための電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイルに同条第2項各号に掲げる事項並びに電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）を入力し、これを送信する方法とする。

3 前項に規定する方法により行われた公開請求は、同項に規定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

（市政情報公開決定通知書等）

第4条 条例第11条各項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第11条第1項の規定により市政情報の全部を公開する旨の決定をした場合 市政情報公開決定通知書（第2号様式）
- (2) 条例第11条第1項の規定により市政情報の一部を公開する旨の決定をした場合 市政情報一部公開決定通知書（第3号様式）
- (3) 条例第11条第2項の規定により市政情報の全部を公開しない旨の決定（条例第10条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る市政情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合 市政情報非公開決定通知書（第4号様式）

（公開決定等の期間の延長通知書）

第5条 条例第12条第2項又は第3項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第12条第2項の規定により期間を延長した場合 市政情報公開決定等期間延長通知書（第5号様式）
- (2) 条例第12条第3項の規定により期間を延長した場合 市政情報公開決定等期間特例延長通知書（第6号様式）
（第三者保護に関する手続）

第6条 条例第14条第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、当該市政情報の作成年月日、当該市以外のもの又は第三者に係る情報の内容その他市長が必要と認める事項とする。

- 2 市長は、条例第14条第1項又は第2項の規定により市以外のもの又は第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書（第7号様式）により通知するものとする。
- 3 条例第14条第3項の規定による反対意見書を提出した第三者に対する通知は、公開決定に係る通知書（第8号様式）により行うものとする。

（電磁的記録の公開方法）

第7条 条例第15条第1項に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録その他の市政情報の種別に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) ビデオテープ 視聴
 - (2) 録音テープ 視聴
 - (3) 光ディスクその他の電磁的記録 ディスプレイに出力したものの視聴、印刷物として出力したもの（以下「印刷市政情報」という。）の閲覧若しくは写しの交付又は実施機関が保有する光ディスクに複写したもの（以下「複写市政情報」という。）の交付
- 2 前項第3号に規定するものの公開は、条例第8条の規定による市政情報の部分公開において、技術的に非公開部分を除くことが困難であるものについては、印刷市政情報の閲覧又は写しの交付をもって行うものとする。

（市政情報の公開の実施等）

第8条 市政情報の公開を行う場合において、市政情報の写しを交付するときの交付部数は、請求があった市政情報1件につき1部とする。この場合において、印刷市政情報の写し及び複写市政情報の交付の請求があったときにおけるこれらの交付部数は、請求があった市政情報1件につき各1部とする。

- 2 市政情報の公開を行う場合において、市政情報の写し（複写市政情報を除く。）を交付するときの印刷方法は、白黒印刷に限るものとする。
- 3 市長は、市政情報の閲覧又は視聴をするものが当該市政情報を汚損し、又は破壊するおそれがあると認めるときは、当該市政情報の閲覧又は視聴を中止させることができる。

（市政情報任意的公開申出書の提出等）

第9条 条例第18条の規定により、市政情報の任意的な公開の申出（以下「任意的公開申出」という。）をしようとするものは、次の各号のいずれかの方法によりこれを行わなければならない。

- (1) 市政情報任意的公開申出書（第9号様式）を市長に提出する方法
 - (2) 条例第6条第1項第2号に掲げる電子情報処理組織を使用して、市長の指定する任意的公開申出の手続を行うための電子計算機に備えられたファイルに前号に掲げる方法による場合に記載すべき事項及び電子メールアドレスを入力し、これを送信する方法
- 2 第3条第3項の規定は、前項第2号に掲げる方法による任意的公開申出について準用する。

- 3 市長は、任意的公開申出があったときは、市政情報の公開の場合に準じてその諾否を決定し、市政情報任意的公開回答書（第10号様式）により、当該申出書を提出したものに回答するものとする。
- 4 前2条の規定は、市政情報の任意的な公開の実施等について準用する。
（写しを交付する場合の費用等）

第10条 市政情報の写しの交付に係る費用は、次の表に定めるところによる。

市政情報の種別	規格	費用
文書、図画、写真及び印刷 市政情報の写し	日本産業規格A列3番以下 1枚。これを超える規格 は、当該規格の該当枚数に よる。	10円
複写市政情報	光ディスク1枚	実費相当額

- 2 郵便による写しの交付を求めるものは、前項の表右欄に規定する費用のほかに郵送料を負担するものとする。

（審査会に諮問した旨の通知）

第11条 市長は、条例第19条の2の規定により調布市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した場合は、審査会諮問通知書（第11号様式）により、条例第20条各号に掲げるものに通知するものとする。

（審査会への提出資料等の閲覧等）

第12条 条例第25条第1項の規定により審査会へ提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を請求しようとするものは、審査会提出資料等閲覧・複写請求書（第12号様式）を審査会に提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により審査会提出資料等閲覧・複写請求書が提出されたときは、速やかに当該閲覧又は複写の諾否を決定し、審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書（第13号様式）、審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書（第14号様式）又は審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書（第15号様式）により、当該請求書を提出したものに通知するものとする。

（市政情報の文書検索目録等）

第13条 条例第33条に規定する市政情報の検索に必要な文書目録については、総務部総務課が一般の利用に供するように整備するものとする。

（実施状況の公表）

第14条 条例第34条に規定する市政情報の公開等についての実施状況の公表は、調布市報等に掲載することにより行うものとする。

（調整）

第15条 市政情報の公開を円滑に推進させるための必要な調整は、総務部総務課長が行う。

（雑則）

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行し、同日以後に提出のあった公開請求に係るものから適用する。

附 則（平成13年12月28日規則第81号）

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則の様式は、この規則の施行の日以後の市政情報の公開の請求等について使用する。
- 3 この規則による改正前の調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成17年1月24日規則第2号）

この規則は、平成17年1月25日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第18号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月28日規則第80号）

この規則は、平成18年4月29日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第15号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第29号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月30日規則第80号）

- 1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に提出される公開請求に係るものについて適用し、同日前に提出された公開請求に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日規則第35号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 5 第4条の規定による改正前の調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

- 2 この規則による改正前の調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和元年5月24日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第10号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

調 布 市 長 宛

請求者 住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

電 話

連絡先 氏 名

電 話

〔 法人その他の団体の担当者その他
連絡可能な方を記入してください。 〕

市 政 情 報 公 開 請 求 書

調布市情報公開条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり市政情報の公開を請求します。

<p>請求する市政情報の件名又は内容</p>	
<p>請求する目的</p>	
<p>請求者の区分 調布市情報公開条例第 5 条に規定する市政情報の公開を請求することができるものの区分 ※ 該当区分を一つ選択し、()内に該当する事項を記入してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 市内に住所を有する者</p> <p><input type="checkbox"/> 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</p> <p>〔 事務所等の名称 所在地 〕</p> <p><input type="checkbox"/> 市内の事務所又は事業所に勤務する者</p> <p>〔 勤務先の名称 所在地 〕</p> <p><input type="checkbox"/> 市内の学校に在学する者</p> <p>〔 学校の名称 所在地 〕</p> <p><input type="checkbox"/> 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの</p> <p>〔 利害関係の内容 〕</p>
<p>公開の方法 ※希望する公開方法を選択してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 視 聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付</p>

(注) 下欄には記入しないでください。

<p>備 考</p>	<p>担当部課 _____ 部 _____ 課 _____ 受付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p>
------------	---

第 2 号様式（第 4 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

調布市長



市 政 情 報 公 開 決 定 通 知 書

年 月 日付けで請求のありました市政情報の公開につきましては，調布市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により，次のとおり公開することと決定したので通知します。

市政情報の件名		
公開日時及び場所	日時	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 午後
	場所	<input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input type="checkbox"/>
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送)	
担当部課 (係)	部 課 (係) 電話番号 ()	

- (注) 1 指定された日時に来庁できないときは，事前にその旨を電話等で担当部課 (係) まで御連絡ください。
2 公開を受ける際には，この決定通知書を御持参ください。
3 郵送による写しの交付の場合は，費用の納付を確認した後に発送します。

第 3 号様式（第 4 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

調布市長



市 政 情 報 一 部 公 開 決 定 通 知 書

年 月 日付けで請求のありました市政情報の公開につきましては，調布市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により，次のとおり市政情報の一部を公開することと決定したので通知します。

市政情報の件名			
公開日時及び場所	日時	年 月 日	<input type="checkbox"/> 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 午後
	場所	<input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input type="checkbox"/>	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送）		
市政情報の一部を非公開とする理由	調布市情報公開条例第 7 条第 号該当 〔理由〕		
調布市情報公開条例第 13 条第 2 項の規定に該当する場合の公開可能な時期	年 月 日 ただし，市政情報の公開を希望する場合は，同日以後に再度当該市政情報についての公開請求書を提出していただきます。		
担当部課（係）	部 課（ 係） （電話 ）		

- （注） 1 指定された日時に来庁できないときは，事前にその旨を電話等で担当部課（係）まで御連絡ください。
2 公開を受ける際には，この決定通知書を御持参ください。
3 郵送による写しの交付の場合は，費用の納付を確認した後に発送します。

（裏）

- 1 この決定に不服がある場合には，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に，市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については，上記1の審査請求のほか，この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお，上記1の審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

- 3 ただし，上記の期間が経過する前に，この決定（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 4 号様式（第 4 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

調布市長



市 政 情 報 非 公 開 決 定 通 知 書

年 月 日付けで請求のありました市政情報の公開につきましては、調布市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり市政情報を公開しないことと決定したので通知します。

市政情報の件名	
市政情報を公開しない理由	<input type="checkbox"/> 調布市情報公開条例第 7 条第 号該当 〔理由〕 <input type="checkbox"/> 調布市情報公開条例第 10 条該当 〔理由〕 <input type="checkbox"/> 市政情報不存在 〔理由〕
調布市情報公開条例第 13 条第 2 項の規定に該当する場合の公開可能な時期	年 月 日 ただし、市政情報の公開を希望する場合は、同日以後に再度当該市政情報についての公開請求書を提出していただきます。
担当部課（係）	部 課（ 係） （電話 ）

（裏）

- 1 この決定に不服がある場合には，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に，市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については，上記1の審査請求のほか，この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお，上記1の審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

- 3 ただし，上記の期間が経過する前に，この決定（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 5 号様式（第 5 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

調布市長



市政情報公開決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求のありました市政情報の公開につきましては，調布市情報公開条例第 12 条第 2 項の規定により，次のとおり決定期間を延長したので通知します。

市政情報の件名	
調布市情報公開条例 第 12 条第 1 項の規 定による決定期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
延長後の決定期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
延長の理由	
担当部課 (係)	部 課 (係) 電話番号 ()

第 6 号様式（第 5 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

調布市長



市政情報公開決定等期間特例延長通知書

年 月 日付けで請求のありました市政情報の公開につきましては，調布市情報公開条例第 12 条第 3 項の規定により，次のとおり決定期間を延長したので通知します。

市政情報の件名	
調布市情報公開条例第 12 条第 1 項の規定による決定期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
公開請求に係る市政情報のうち相当部分につき公開決定等をする期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
相当部分の公開決定等をする部分	
残りの市政情報を公開決定等する期限	年 月 日 ()
第 3 項を適用する延長の理由	
担当部課（係）	部 課 (係) 電話番号 ()

第 7 号様式（第 6 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

調布市長



意 見 照 会 書

調布市情報公開条例に基づき、次のとおり に関する
情報が記録されている市政情報の公開請求がありました。

本件公開請求に係る市政情報の公開決定等につきまして、御意見があれば、別紙「公開決定等に係る意見書」により御回答願います。

公開請求に係る市政 情報の件名及び作成 年月日	〔件名〕 〔作成年月日〕
_____に 関する情報の内容	
担当部課（係）及 び意見書提出先	_____部 _____課（ _____係） 電話番号（ _____ ）

別 紙

年 月 日

調 布 市 長 宛

住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

公 開 決 定 等 に 係 る 意 見 書

年 月 日付け 号で照会のあつたこの
ことについて、次のとおり提出します。

市政情報の件名	
公開決定に対する 反対意思の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
意見（公開決定に 反対する理由）	

第 8 号様式（第 6 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

調布市長



公 開 決 定 に 係 る 通 知 書

年 月 日付けの _____ に関する情報が記録されている市政情報の公開請求について，調布市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により，次のとおり（公開・一部公開）することと決定したので通知します。

市政情報の件名	
公開決定する理由	
公開する年月日	年 月 日
担当部課（係）	部 課（ 係） （電話 ）

（裏）

- 1 この決定に不服がある場合には，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に，市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については，上記1の審査請求のほか，この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお，上記1の審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

- 3 ただし，上記の期間が経過する前に，この決定（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 9 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

調 布 市 長 宛

請求者 住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、

事務所所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

市 政 情 報 任 意 的 公 開 申 出 書

調布市情報公開条例第 18 条の規定により、次のとおり市政情報の公開を申し出ます。

請求する市政情報の件名又は内容	
申出する目的	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送）

（注）下欄には記入しないでください。

備 考	担当部課	部	課
	受付年月日	年	月 日

第 10 号様式（第 9 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

調布市長



市 政 情 報 任 意 的 公 開 回 答 書

年 月 日付で申出のありました市政情報の公開につきましては、
 公開する
 一部公開する
 公開しない
 申出を拒否する
 こととしたので回答します。

市政情報の件名			
公開日時及び場所等	日時	年 月 日 ()	<input type="checkbox"/> 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 午後
	場所等	<input type="checkbox"/> 情報公開コーナー	<input type="checkbox"/>
担当部課（係）	部 課 (係) 電話番号 ()		

- (注) 1 指定された日時に来庁できないときは、事前にその旨を電話等で担当部課（係）まで御連絡ください。
 2 公開を受ける際には、この回答書を御持参ください。
 3 郵送による写しの交付の場合は、費用の納付を確認した後に発送します。

第 11 号様式（第 11 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

調布市長



審 査 会 諮 問 通 知 書

年 月 日付けの公開決定等に対する審査請求について、調布市情報公開条例第 19 条の規定により、次のとおり調布市情報公開審査会に諮問したので通知します。

市政情報の件名	
審査請求の内容	
諮問した年月日	年 月 日 ()
担当部課 (係)	部 課 (係) 電話番号 ()

第 12 号様式（第 12 条関係）

年 月 日

調布市情報公開審査会 宛

請求者 住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

電 話

連絡先 氏 名
電 話

〔 法人その他の団体の担当者その他
連絡可能な方を記入してください。 〕

審査会提出資料等閲覧・複写請求書

調布市情報公開条例第 25 条第 1 項の規定により、次のとおり調布市情報公開審査会に提出された意見書又は資料の閲覧・複写を請求します。

<p>請求する意見書又は資料の件名又は内容</p>	
<p>閲覧・複写の区分</p>	<p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 複写 <input type="checkbox"/> 閲覧した後に必要なものだけ複写</p>

第 13 号様式（第 12 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

調布市情報公開審査会



審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書

年 月 日付けで請求のありました審査会提出資料等
閲覧・複写につきましては，次のとおり承諾することとしたので通知し
ます。

審査会提出資料等 の件名又は内容		
閲覧又は複写の日 時及び場所	日時	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 午後
	場所	<input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input type="checkbox"/>
担当部課（係）	部 課 (係) 電話番号 ()	

第 14 号様式（第 12 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

調布市情報公開審査会



審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書

年 月 日付けで請求のありました審査会提出資料等
閲覧・複写につきましては，次のとおり一部承諾することとしたので通
知します。

審査会提出資料等 の件名又は内容			
閲覧又は複写を一 部承諾する理由			
閲覧又は複写の日 時及び場所	日時	年 月 日 <input type="checkbox"/> 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 午後	
	場所	<input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input type="checkbox"/>	
担当部課（係）	部 課（ 係） （電話 ）		

第 15 号様式（第 12 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

調布市情報公開審査会



審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書

年 月 日付けで請求のありました審査会提出資料等
閲覧・複写につきましては，次のとおり拒否することとしたので通知し
ます。

審査会提出資料等 の件名又は内容	
閲覧又は複写を拒 否する理由	
担当部課（係）	部 課（ 係） （電話 ）

4 調布市情報公開事務取扱規程

平成 12 年 3 月 31 日
訓 令 第 9 号

改正 平 15-2, 平 16-6, 平 19-8, 平 21-4, 平 22-22, 平 27-19,
平 28-6, 平 28-15, 令 1-1, 令 2-6

調布市情報公開事務取扱規程（昭和 63 年調布市訓令第 14 号）の全部を改正する。

（通則）

第 1 条 調布市情報公開条例（平成 11 年調布市条例第 19 号。以下「条例」という。）に定める市政情報の公開等に関する事務処理（以下「情報公開事務」という。）については、別に定めがあるもののほか、この規程に定めるところによる。

（情報公開コーナーの設置）

第 2 条 情報公開事務を行うための窓口として、総務部総務課公文書管理係に情報公開コーナーを置く。

（情報公開コーナーで行う事務）

第 3 条 情報公開コーナーで行う事務は、おおむね次の各号に掲げるところによる。

- (1) 市政情報の公開についての案内及び相談に関すること。
 - (2) 市政情報の公表・提供に関すること。
 - (3) 市政情報の公開事務についての連絡調整に関すること。
 - (4) 市政情報公開請求書（調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則（平成 12 年調布市規則第 6 号。以下「規則」という。）第 1 号様式。以下「公開請求書」という。）及び市政情報任意的公開申出書の受付に関すること。
 - (5) 市政情報の公開等に関すること。
 - (6) 写しの交付に要する費用の徴収に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市政情報の公開の総合的な推進に関すること。
- 2 前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの事務は、市政情報を主管する課（所その他課に相当するもの及び任命権者が指定する担当を含む。以下「主管課」という。）の職員が同席のうえ、行うものとする。

（主管課で行う事務）

第 4 条 主管課で行う事務は、おおむね次の各号に掲げるところによる。

- (1) 市政情報の公開についての案内及び相談に関すること。
- (2) 市政情報の公表・提供に関すること。
- (3) 市政情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）のあった市政情報の検索に関すること。
- (4) 公開請求書及び市政情報任意的公開申出書の受付に関すること。
- (5) 公開請求のあった市政情報に係る公開、一部公開又は非公開の決定（以下「公開決定等」という。）に関すること。
- (6) 条例第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により、市以外のものに対し、意見書を提出する機会を与えること。
- (7) 市政情報の公開等に関すること。

(8) 市政情報に係る文書検索目録の作成に関すること。

(市政情報の公開事務)

第5条 市政情報の公開に関する事務は、別記に定めるところによる。

(第三者保護に関する手続)

第6条 第三者保護に関する手続は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 意見照会する事項

個人若しくは法人その他の団体（国，独立行政法人等及び地方公共団体（以下「国等」という。）を除く。）に関する権利利益の侵害の有無又は国等との間における協力関係若しくは信頼関係に対する影響の有無その他必要と認める事項とするものとする。

(2) 意見照会の回答期限

主管課は、意見照会を行う場合は、1週間以内に回答するように協力を求めるものとする。

(3) 意見書の取扱い

意見照会を行った主管課は、照会相手方の氏名若しくは名称，住所若しくは所在地，意見照会実施年月日，確認事項の内容又は意見その他必要な事項を記録した調査書を作成するものとする。

(市政情報の任意的な公開)

第7条 市政情報の任意的な公開に関する事務は、市政情報の公開事務の例によるものとする。

(審査請求があった場合の取扱い)

第8条 審査請求があった場合の取扱いは、次の各号に掲げるところによる。

(1) 主管課における再検討

公開決定等について、行政不服審査法（平成28年法律第68号）第2条の規定による審査請求があった場合は、当該公開決定等が妥当であるかどうかの再検討を行うものとする。

(2) 審査会への諮問

ア 主管課において再検討を経た後に当該公開決定等が妥当であると判断した場合は、条例第19条の2第1項の規定により諮問すべき実施機関（以下「諮問実施機関」という。）が諮問書を作成し、必要書類を添付したうえで調布市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

イ 諮問実施機関は、条例第19条の2第1項第2号に該当する場合は、審査会に諮問する必要はないが、総務部総務課長（以下「総務課長」という。）及び関係部課長に報告するものとする。

(3) 審査会への市政情報の提示（インカメラ審査への対応）

諮問実施機関は、条例第23条第1項の規定により市政情報の提示を求められた場合は、当該市政情報を直接審査会に提示するものとする。ただし、審査会の了承を得て、当該市政情報の写しをもって提示することもできる。

(4) 審査会への資料の提出（ヴォーン・インデックス）

諮問実施機関は、条例第23条第3項の規定により資料の提出を求められた場合は、総務部総務課（以下「総務課」という。）と調整のうえ、これを提出するものとする。

(5) 審査会への提出資料等の閲覧等請求への対応

- ア 提出された審査会提出資料等閲覧・複写請求書（規則第12号様式）の記載に不備がある場合の対応は、公開請求書の取扱いの例により行うものとする。
- イ 審査会は、審査会提出資料等閲覧・複写請求書を提出した者が閲覧又は複写を請求できる者（審査請求人及び参加人）であるかどうかを確認し、請求権がないことが確認されたときは、審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書（規則第15号様式）により当該請求書を提出した者に通知するものとする。
- ウ 審査会は、閲覧又は複写に係る請求の諾否を決定した場合は、閲覧又は複写の請求を全部承諾する場合を除き、総務課長に協議するものとする。
- エ 審査会は、閲覧又は複写を実施する際には、身分証明書等により本人確認を行うものとする。

(6) 審査会からの答申

- ア 審査会は、諮問に対する答申をした場合は、諮問実施機関に答申書を送付するとともに、審査請求人に当該答申書の写しを送付するものとする。
- イ 諮問実施機関は、審査会から答申書の送付があったときは、当該答申書の内容を十分尊重したうえで裁決するものとし、当該裁決に当たっては、審査請求人に裁決書を送付するものとする。

(7) 第三者からの審査請求への対応

- ア 公開請求に係る市政情報の全部又は一部を公開する旨の決定に対し、当該市政情報を公開請求者に公開する日までの間に第三者から審査請求があった場合は、第1号から前号までの規定に準じて取り扱うとともに、主管課は職権で当該市政情報の公開又は一部公開の実施を停止し、当該公開請求者にその旨を通知するものとする。
- イ 公開請求者からの審査請求に係る公開決定等を変更して公開部分を広げる決定をした場合において、当該決定に対して第三者から審査請求があったときは、速やかに審査会に諮問するものとする。

（実施状況の公表）

第9条 条例第34条に規定する市政情報の公開等についての実施状況の公表は、次の各号に掲げる事項について、調布市報等に掲載することにより行うものとする。

- (1) 市政情報の公開の請求件数
- (2) 市政情報の公開決定等の処理件数
- (3) 審査請求の件数
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

附 則

（施行期日）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日訓令第2号）

この訓令は、平成15年3月20日から施行する。

附 則（平成16年3月31日訓令第6号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第8号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。

附 則 (平成21年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月30日訓令第22号)

- 1 この訓令は、平成22年8月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の調布市情報公開事務取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後に提出される公開請求に係るものについて適用し、同日前に提出された公開請求に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成27年12月28日訓令第19号)

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日訓令第6号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
- (調布市情報公開事務取扱規程の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第4条の規定による改正前の調布市情報公開事務取扱規程の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成28年9月8日訓令第15号)

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月24日訓令第1号)

この訓令は、令和元年5月24日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日訓令第6号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別記 (第5条関係)

目次

- 第1 案内及び相談事務
- 第2 公開請求書の受付事務
- 第3 公開請求書の収受に係る事務
- 第4 受付後の公開請求書の取扱い
- 第5 公開決定等の事務
- 第6 市政情報の公開方法
- 第7 市政情報の公開事務

第1 案内及び相談事務

公開請求を行いたい旨の照会があった場合は、どのような情報が知りたいのか確認し、公開請求の手続を説明するものとし、その際、情報提供できるものについては、主管課、情報公開コーナー等で閲覧、視聴及び写しの交付ができる旨を説明するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、他の制度により閲覧等が可能であるため、それぞれの閲覧手続等を説明するものとする。

- (1) 条例第2条第2号アに該当する場合は、調布市立図書館等に備え付けてあること、又は書店等で販売されていることを説明するものとする。
- (2) 条例第2条第2号イに該当する場合は、歴史的若しくは文化的な資料又は学術

研究用の資料として特別な管理がされているものとして、条例に定める市政情報から除外され、個別の閲覧手続等により公開されることを説明するものとする。

- (3) 条例第17条に該当する場合は、他の制度等による閲覧等ができるので、閲覧等の手続や閲覧可能な場所を説明するものとする。
- (4) 自己の個人情報（特定個人情報を除く。）に関する開示請求の場合にあっては調布市個人情報保護条例（平成27年調布市条例第54号。以下「個人情報保護条例」という。）第49条第2項の規定により個人情報保護条例の例に、自己の特定個人情報に関する開示請求の場合にあっては調布市特定個人情報保護条例（平成27年調布市条例第51号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第41条第3項の規定により特定個人情報保護条例の例によることとなるので、これに該当する開示請求手続を説明するものとする。

第2 公開請求書の受付事務

条例第5条の規定による公開請求を受け付ける場合は、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 公開請求者の確認等

ア 条例第5条第1号から第4号までの規定により公開請求をすることができる個人又は法人その他団体については、当該個人又は法人その他団体の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名、「連絡先」欄に法人その他の団体の担当者その他連絡可能な者の氏名及び電話番号）の記載内容に不備がないか確認するものとする。

イ 条例第5条第5号の規定により公開請求するものについては、市の事務事業と利害関係を有するかどうかを確認し、条例第18条の適用を検討するものとする。

(2) 公開請求に係る市政情報の特定

主管課は、公開請求書に記載された市政情報の件名が、該当する市政情報を特定することができるものであるか確認するものとし、記載内容が不明その他の理由により公開請求に係る市政情報の特定ができない場合には、公開請求者に確認するなど、当該公開請求の趣旨を十分に理解したうえで、公開請求者が公開請求をするに当たっての有用な情報提供に努めるものとする。この場合において、一般の公開請求者は、行政事務に精通していないため、市政情報の内容が特定されるような記載であれば差し支えないものとする。

(3) その他の留意事項

ア 「公開請求者」欄には、押印は必要としないものとする。

イ 条例に基づく公開請求の対象とならない市政情報の請求があつた場合は、第1第1号、第2号又は第3号によるものとする。

ウ 公開請求書を受け付ける段階で公開請求に係る市政情報が著しく大量であることが想定される場合は、公開請求者に対し、できるだけ分割請求や抽出請求するように協力を求めるものとする。

エ 電話又は口頭による公開請求については、条例第6条第1項で「公開請求書を提出する」と規定しており、電話又は口頭による公開請求を認めないものとする。

オ ファクシミリ又は電子メールによる公開請求については、公開請求書の形式要件が整っている場合の提出に限り有効とするものとする。

(4) 公開請求書の補正

- ア 公開請求書の必要事項の記載に不備がある場合（記載内容が不明その他の理由を含む。）や、主管課において市政情報の特定ができない場合には、その場で補正を求めるものとする。この場合において、軽微な補正であるときは、公開等をする際に補正を求めることができるものとする。
- イ 郵送による公開請求の場合その他その場で補正をすることができない場合は、相当の期間を定めて公開請求者に補正を求めるものとする。
- ウ 公開請求者が当該期間内に補正に応じないとき、又は公開請求者に連絡がつかないときは、請求を却下するものとし、市政情報公開請求却下通知書（別記様式。以下「請求却下通知書」という。）により通知するものとする。

(5) 郵送による公開請求の受付

- ア 公開請求書が郵送された場合は、第1号又は第2号により記載事項を確認し、不備がない場合には、公開請求者に受付日及び主管課等について連絡するものとする。
- イ 受付日は、当該公開請求書が主管課又は総務課に到達した日とする。

(6) 主管課の特定

公開請求に係る市政情報を作成した課又は取得した課のいずれも存在するときは、当該市政情報を作成した課をもって主管課とする。

第3 公開請求書の収受に係る事務

公開請求書を受け付けた場合は、当該公開請求書の「備考」欄に主管課名及び受付年月日を記入した後に当該公開請求書の写しを作成し、当該公開請求書の写しを公開請求者に交付するとともに、次の各号に掲げる事項について説明するものとする。

- (1) 公開請求書を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に公開決定等を行うものとし、決定期限が調布市の休日に関する条例（平成元年条例第23号）第1条に規定する調布市の休日に当たる場合は、同条例第2条に規定する期限の特例として休日の翌日を期限とするものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、公開決定等を行う期限を60日を超えない範囲で延長する場合があります。その場合は、市政情報公開決定等延長通知書（規則第5号様式。以下「延長通知書」という。）により、その旨を通知すること。
- (2) 公開請求に係る市政情報が著しく大量であるため、公開請求があった日から60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるときは、60日を超えて公開決定等を行う場合があるものとする。この場合において、公開請求があった日から14日以内にその旨の決定をし、公開請求に係る市政情報のうちの相当部分につき60日以内に、残りの市政情報については60日を超えて公開決定等を行う旨を市政情報公開決定等特例延長通知書（規則第6号様式。以下「特例延長通知書」という。）により、通知すること。
- (3) 市政情報の公開に際し、写しを交付する場合の費用は、公開請求者の負担となること。
- (4) 市政情報の公開をする場合の日時及び場所は、市政情報公開決定通知書（規則第2号様式。以下「公開決定通知書」という。）又は市政情報一部公開決定通知書（規則第3号様式。以下「一部公開決定通知書」という。）により通知するこ

と。この場合において、請求者と事前に電話等で連絡を取り、日時等を調整すること。

第4 受付後の公開請求書の取扱い

受け付けた公開請求書は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 決定期間の起算日

ア 情報公開コーナー又は主管課で公開請求書を受け付けた日を条例第12条第1項に規定する公開請求があった日として取り扱うものとし、その翌日を決定期間の起算日とする。

イ 公開請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正を求めた日の翌日から当該補正が完了した日までの日数は、決定期間に算入しない。

(2) 公開請求書の処理

ア 主管課が公開請求書を受け付けた場合は、情報公開コーナー又は主管課において公開請求書の写しを作成し、当該公開請求書の写しを総務課に送付するとともに、調布市文書管理規則（平成16年調布市規則第12号）に定める手続により公開請求書の原本に收受印を押印し、文書収発件名簿に登録するものとする。

イ 総務課は、公開請求書の写しの送付があった場合は、当該公開請求書の写しを保管するものとする。

第5 公開決定等の事務

公開決定等についての事務は、次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。

(1) 市政情報の内容の検討

主管課は、公開請求に係る市政情報について、条例第7条各号に該当するかどうかを検討し、必要に応じて関係部署に協議すること。

(2) 決定期間の延長

ア 主管課は、条例第12条第2項の規定により公開決定等の期間の延長をする場合は、公開請求があった日から14日以内に当該期間を延長する旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに延長通知書によりその旨を通知するものとし、延長後の決定期間は、事務処理上必要な限度で適正な期間を設定するものとする。この場合において、「延長の理由」欄には、延長する理由をできるだけ具体的に記入するものとする。

イ 主管課は、条例第12条第3項の規定により公開請求に係る市政情報が著しく大量であり、60日以内に全部の公開決定等を行うことにより事務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあると判明した場合は、公開請求があった日から14日以内に同項を適用する旨の決定をし、公開請求者に対して、特例延長通知書により、公開請求に係る市政情報のうちの相当部分につき公開決定等をする期間、残りの市政情報についての公開決定等をする期限及び同項を適用する理由等を通知するものとする。この場合において、同項を適用する理由は、できるだけ具体的に記入するものとする。

(3) 第三者情報の取扱い

公開請求に係る市政情報に市以外のものに関する情報が記載されている場合において、必要と認めるときは、慎重かつ公正な公開決定等をするため、第6条に規定するところにより処理するものとする。

(4) 協議等

- ア 主管課が公開請求において市政情報の全部又は一部を公開しない旨の決定を行う（公開請求に係る市政情報の存否を明らかにしないとする公開請求の拒否（以下「存否応答拒否」という。）及び公開請求に係る市政情報を保有していないときの決定を含む。）に当たっては、総務課長及び関係部課長に協議するものとする。
- イ 電磁的記録に記録された市政情報については、公開決定等を行うに当たり、当分の間、総務課長及び関係部課長に協議するものとする。
- ウ 存否応答拒否の決定を行った場合は、調布市情報公開審査会にその旨を報告するものとする。

(5) 適用除外文書又は他の制度等との調整により条例上の公開を行わない市政情報の処理

公開請求に係る市政情報が、条例第2条第2号ア若しくはイに規定する適用除外文書である場合又は条例第17条各項に該当するため条例上の公開を行わない場合は、当該請求を却下するものとし、請求却下通知書により通知するものとする。

(6) 公開決定通知書の記入要領

公開決定通知書を作成する場合は、おおむね次のように取り扱うものとする。

ア 「市政情報の件名」欄

公開請求書の「請求する市政情報の件名又は内容」欄に記載された事項を記入するのではなく、当該公開請求に係る市政情報の正式な件名を記入するものとする。

イ 「公開日時」欄

公開請求に係る市政情報の公開を実施する日時は、公開決定通知書が公開請求者に到達するまでの日数を考慮し、到達予定日から数日以降の、通常の勤務時間内の日時を指定すること。この場合においては、公開請求者と事前に電話等により打合せをするなどして、都合のよい日時を指定するよう努めるものとする。

ウ 「公開場所」欄

原則として、情報公開コーナーを指定するものとし、情報公開コーナーの担当者と事前に調整するものとする。

エ 「公開の方法」欄

公開請求について、どのような方法で公開するかを具体的に（ディスプレイに出力したものの視聴、印刷物に出力したもの（以下「印刷市政情報」という。）の閲覧又は写しの交付、実施機関が保有する光ディスクに複製したもの（以下「複製市政情報」という。）の交付等）記載するものとする。

(7) 一部公開決定通知書の記入要領

ア 「市政情報の件名」欄から「公開の方法」欄まで前号アからエまでの例による。

イ 「市政情報の一部を非公開とする理由」欄

行政事務に精通していない人にも十分な理解ができるよう、該当する条項及び当該条項を適用する理由を分かりやすく記入するものとする。この場合において、複数の非公開事由に該当する場合には、該当する条項ごとにその理由を記入するものとする。

(市政情報の一部を非公開とする場合の記入例)
 調布市情報公開条例第 7 条第 2 号に該当
 [理由] 「氏名」「住所」に関する部分は個人情報に該当するため
 調布市情報公開条例第 7 条第 4 号に該当
 [理由] 「印影」に関する部分は財産情報に該当し偽造を防止するため

ウ 「調布市情報公開条例第 1 3 条第 2 項の規定に該当する場合の公開可能な時期」欄

公開請求に係る市政情報の一部を公開しない旨の決定の日から 1 年以内にその全部又は一部を公開することができるようになることが明らかな場合は、その時期を記入するものとする。

(8) 市政情報非公開決定通知書 (規則第 4 号様式。以下「非公開決定通知書」という。) の記入要領

ア 「市政情報の件名」欄

第 6 号アの例による。ただし、公開請求に係る市政情報がない場合 (当該市政情報がない理由が、保存年限経過による廃棄済等であって、当該市政情報の件名が明らかな場合を除く。) 又は存否応答拒否をする場合は、公開請求書の「請求する市政情報の件名又は内容」欄に記載された件名を記入するものとする。

イ 「市政情報を公開しない理由」欄

前号イの例による。存否応答許否又は市政情報が存在しないことを理由として非公開決定を行う場合においてもその理由を記入するものとする。この場合において、存否応答許否の理由を記入するときは、公開請求者に市政情報の存否が明らかにならないよう留意するものとする。

ウ 「調布市情報公開条例第 1 3 条第 2 項の規定に該当する場合の公開可能な時期」欄

前号ウの例による。

(9) 公開決定通知書等の送付

ア 主管課は、公開決定等をした場合は、公開決定通知書、一部公開決定通知書又は非公開決定通知書 (以下「公開決定通知書等」という。) を作成し、速やかに公開請求者に送付するものとする。ただし、同一人から複数の主管課に対し、公開請求が行われた場合は、総務課が送付時期等を調整するものとする。

イ 主管課は、公開決定通知書等又は請求却下通知書の写しを総務課に送付するものとする。

第 6 市政情報の公開方法

市政情報の公開は、次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。

(1) 閲覧の方法 (電磁的記録を除く。)

文書、図面及び写真については、これらの原本又はその写しを情報公開コーナーで閲覧に供することにより行うものとし、市政情報の一部を閲覧に供する場合には、あらかじめ当該市政情報の写しを作成し、公開することができない部分を墨塗り等した状態で閲覧に供する等の方法により行うものとする。

(2) フィルム、ビデオテープ及び録音テープ等の視聴の方法

それぞれ視聴するための機器により通常の方法で行うものとし、市政情報の一部を視聴に供する場合は、視聴に供することができる部分から非公開情報に係る

部分を容易に区分して除くことができ、かつ、非公開情報に係る部分を区分して除くことにより公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、非公開情報に係る部分を除いて、当該市政情報を視聴に供することにより行うものとする。

(3) 写しの交付の方法

市政情報の写しの交付は、おおむね次の方法により行うものとする。ただし、市政情報の一部の写しの交付を行うときは、交付することができる部分の写しを作成する等の方法により行うものとする。

ア 文書、図画及び写真については、原則として電動複写機により、当該文書、図画又は写真の写しを作成して、これを交付するものとする。

イ 公開請求に係る市政情報が多色刷りの場合でも白黒に限り行うものとする。

ウ 写しの作成は、当該市政情報の原寸により行うものとする。ただし、作業に著しい支障を来さないと主管課が認めた場合は、公開請求者の申出による規格に拡大又は縮小し、交付するものとする。この場合において、当該市政情報を分類整理等の編集をして交付することはしないものとする。

エ 写しの交付部数は、原則として当該市政情報1件名につき、1部とするものとする。

オ 公開請求に係る市政情報を破損又は汚損するおそれがないと認められる場合には、両面コピーで写しを交付するものとする。

カ マイクロフィルムについては、A3判までの用紙に印刷したものを交付するものとする。

キ 公開請求者から郵送による公開請求があったときは、写しの交付の費用及び郵送料を負担する場合に限り、郵送で行うことができるものとする。

(4) 公開する場合の注意事項

公開請求に係る市政情報に非公開情報がある場合は、当該非公開部分を墨塗りにし、公開請求に係る内容以外の情報が記載されている場合は、当該部分を白塗りして枠で囲むなどの処理をしたうえで、公開するものとする。

(5) 電磁的記録の閲覧方法

電磁的記録については、印刷市政情報を情報公開コーナーで閲覧に供することにより行うものとする。ただし、画面のハードコピー（画面に表示されている状態をそのまま印刷する機能を用いて出力したものをいう。以下同じ。）による閲覧は行わないものとする。

(6) 電磁的記録の視聴方法

電磁的記録に係る視聴について、パーソナルコンピュータのファイルであって、容易に対応できるときは、ディスプレイに出力したものにより行うものとする。

(7) 電磁的記録の写しの交付方法

ア 電磁的記録に係る写しの交付の請求があったときは、原則として印刷市政情報の写しを交付するものとする。ただし、画面のハードコピーは行わないものとする。

イ 現有の機器等で容易に対応できるときは、実施機関が保有する光ディスクに複写した複写市政情報を交付することができるものとする。

ウ データを複写する場合、ファイル形式の変更はしないものとする。ただし、容易に対応できる場合には、公開請求者の指定する形式等に変換し、別途情報

提供することができるものとする。この場合において、情報提供に係る実費相当額の負担を求めるものとする。

エ ビデオテープ又は録音テープに準じる動画又は音声記録されている媒体については、視聴に限り対応するものとする。

(8) 電磁的記録の一部公開の取扱い

ア 印刷市政情報を公開する場合は、紙の文書と同様の処理を行うものとする。ただし、処理の過程において、イの方法によることが事務処理上効率的であると認められるときは、その方法により行うことができるものとする。

イ 電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又は複写市政情報の交付をする場合で、非公開部分を容易に記号等に置換することができるものと認められるときは、記号等による置換処理で対応することができるものとする。ただし、置換処理することにより、公開する市政情報の内容が変更される場合は、印刷市政情報で公開するものとする。

(9) 情報処理システムの取扱い

電子計算組織で処理している市政情報については、特別な情報処理機器を使用し、当該公開請求に係る市政情報の処理費用を要する場合があることから、印刷市政情報のみを対象とするものとする。この場合において、当該電磁的記録を管理している電子計算組織に印刷機能があり、容易に対応できるもの（画面のハードコピーを除く。）である場合に限り、印刷市政情報として取り扱うことができるものとする。

第7 市政情報の公開事務

市政情報の公開事務は、次の各号に掲げる方法で行うものとする。

(1) 公開日時及び場所

公開請求に係る市政情報の公開は、あらかじめ公開決定通知書又は一部公開決定通知書により指定した日時及び場所で行うものとする。

(2) 主管課の職員による説明

市政情報を公開するときは、原則として主管課の職員が公開する内容を説明することとし、総務課職員が立ち会うものとする。

(3) 公開決定通知書又は一部公開決定通知書の提示

市政情報を公開する際は、公開請求者に対し、公開決定通知書又は一部公開決定通知書を提示するよう求めるとともに、次の事項を確認するものとする。

ア 公開決定通知書又は一部公開決定通知書に記載された市政情報と公開を受けようとする市政情報とが一致すること

イ 市政情報の公開の方法

ウ 写しの交付を行う場合は、その数量及び写しの作成箇所等

(4) 指定日時以外の公開

公開請求者が公開決定通知書又は一部公開決定通知書により指定した日時に来庁しなかった場合は、公開請求者と調整のうえ、別の日時に市政情報の公開をするものとする。この場合において、新たに公開決定通知書又は一部公開決定通知書を交付しないものとする。

(5) 公開に当たっての注意事項

閲覧又は視聴に当たり、市政情報の公開を受けるものが、当該市政情報を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当

該市政情報の公開の中止を命ずることができる。

(6) 郵送による写しの交付事務

郵送により写しの交付を行う場合には、公開請求者に写しの交付に係る費用及び郵送に係る費用（以下「交付等費用」という。）を記載した書類を送付し、交付等費用の入金を確認した後に市政情報の写しを送付するものとする。ただし、交付等費用を記載した書類を送付した日から相当期間内に当該交付等費用の入金を確認できない場合は、相当の期間を定めて当該公開請求者に入金の催告を行うものとする。

別記様式（第5条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

調布市長



市 政 情 報 公 開 請 求 却 下 通 知 書

年 月 日付けの市政情報の公開請求については、次の理由により請求を却下したので通知します。

市政情報の件名 又は内容	
却下の理由	
担当部課(係)	部 課 係 (電話)

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

5 調布市情報公開制度連絡協議会規程

昭和 63 年 9 月 22 日

訓 令 第 15 号

改正 平 1-13, 平 7-2, 平 8-6, 平 9-6, 平 13-2, 平 19-8, 平 20-3,
平 21-3, 平 22-3, 平 24-5, 平 30-7

(設置)

第 1 条 情報公開制度の適正かつ円滑な推進と改善を図るため、調布市情報公開制度連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 全庁的又は複数の部若しくは課に係る市政情報の公開・非公開決定についての調整に関すること。
- (2) 先例となるもの及び疑義のあるものその他公開・非公開決定が困難な市政情報の検討に関すること。
- (3) 調布市情報公開審査会からの建議その他制度の運用に関する施策の研究に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、情報公開制度の推進に関する事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総務部長
 - (2) 行政経営部政策企画課長
 - (3) 行政経営部財政課長
 - (4) 総務部総務課長
 - (5) 生活文化スポーツ部文化生涯学習課長
 - (6) 子ども生活部子ども政策課長
 - (7) 福祉健康部福祉総務課長
 - (8) 環境部環境政策課長
 - (9) 都市整備部都市計画課長
 - (10) 教育部教育総務課長
 - (11) 選挙管理委員会事務局次長
 - (12) 監査事務局次長
 - (13) 農業委員会事務局長
 - (14) 固定資産評価審査委員会書記で委員長が指定するもの
 - (15) 議会事務局次長
- 2 前項に規定する委員のほか、市長は、必要があると認めるときは、職員のうちから臨時に委員を任命することができる。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、総務部長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第6条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 協議会は、所掌事項に関する専門事項を調査研究させるため、部会を置くことができる。

2 部会について必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日訓令第13号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日訓令第2号抄)

(施行期日等)

1 この訓令は、平成7年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。ただし、平成6年度予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成8年3月29日訓令第6号抄)

(施行期日等)

1 この訓令は、平成8年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。ただし、平成7年度予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月31日訓令第6号抄)

(施行期日等)

1 この訓令は、平成9年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。ただし、平成8年度予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成13年3月30日訓令第2号抄)

(施行期日等)

1 この訓令は、平成13年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。ただし、平成12年度予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月30日訓令第8号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。

附 則 (平成20年3月25日訓令第3号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日訓令第3号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第5号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日訓令第7号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

6 調布市議会が管理する市政情報の公開等に関する規則

平成 12 年 3 月 31 日
議 会 規 則 第 2 号

改正 平 14-1, 平 17-1, 平 17-3, 平 22-2, 平 28-1, 平 28-2, 令 1-1

調布市議会が管理する市政情報の公開等に関する規則（昭和 63 年議会規則第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、調布市情報公開条例（平成 11 年調布市条例第 19 号。以下「条例」という。）第 35 条の規定により、調布市議会が管理する市政情報の公開等について必要な事項を定めるものとする。

（利害関係の認定）

第 2 条 条例第 5 条第 5 号に掲げる実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものの認定は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に行うものとする。

- (1) 市内に土地建物を有するものが、市の都市計画、施設建設、道路工事等によって、当該土地建物に影響を受け、又は受けるおそれがあるとき。
- (2) 市の公共施設の利用者が、当該施設の使用に関して、自己の権利、利益等に影響を受け、又は受けるおそれがあるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業により、自己の権利、利益等に影響を受け、又は受けることが明らかであるとき。

（市政情報公開請求書の提出）

第 3 条 条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する請求書は、市政情報公開請求書（第 1 号様式）とする。

2 条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定する実施機関が定める方法は、議長の指定する市政情報の公開請求（以下「公開請求」という。）のを行うための電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイルに同条第 2 項各号に掲げる事項並びに電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）を入力し、これを送信する方法とする。

3 前項に規定する方法により行われた公開請求は、同項に規定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

（市政情報公開決定通知書等）

第 4 条 条例第 11 条各項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第 11 条第 1 項の規定により市政情報の全部を公開する旨の決定をした場合 市政情報公開決定通知書（第 2 号様式）
- (2) 条例第 11 条第 1 項の規定により市政情報の一部を公開する旨の決定をした場合 市政情報一部公開決定通知書（第 3 号様式）
- (3) 条例第 11 条第 2 項の規定により市政情報の全部を公開しない旨の決定（条例第 10 条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る市政情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合 市政情報非公開決定通知書（第 4 号様式）

（公開決定等の期間の延長通知書）

第5条 条例第12条第2項又は第3項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第12条第2項の規定により期間を延長した場合 市政情報公開決定等期間延長通知書（第5号様式）
- (2) 条例第12条第3項の規定により期間を延長した場合 市政情報公開決定等期間特例延長通知書（第6号様式）
（第三者保護に関する手続）

第6条 条例第14条第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、当該市政情報の作成年月日、当該市以外のもの又は第三者に係る情報の内容その他議長が必要と認める事項とする。

2 議長は、条例第14条第1項又は第2項の規定により市以外のもの又は第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書（第7号様式）により通知するものとする。

3 条例第14条第3項の規定による反対意見書を提出した第三者に対する通知は、公開決定に係る通知書（第8号様式）により行うものとする。

（電磁的記録の公開方法）

第7条 条例第15条第1項に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録その他の市政情報の種別に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) ビデオテープ 視聴
 - (2) 録音テープ 視聴
 - (3) 光ディスクその他の電磁的記録 ディスプレイに出力したものの視聴、印刷物として出力したもの（以下「印刷市政情報」という。）の閲覧若しくは写しの交付又は実施機関が保有する光ディスクに複写したもの（以下「複写市政情報」という。）の交付
- 2 前項第3号に規定するものの公開は、条例第8条の規定による市政情報の部分公開において、技術的に非公開部分を除くことが困難であるものについては、印刷市政情報の閲覧又は写しの交付をもって行うものとする。

（市政情報の公開の実施等）

第8条 市政情報の公開を行う場合において、市政情報の写しを交付するときの交付部数は、請求があった市政情報1件につき1部とする。この場合において、印刷市政情報の写し及び複写市政情報の交付の請求があったときにおけるこれらの交付部数は、請求があった市政情報1件につき各1部とする。

2 市政情報の公開を行う場合において、市政情報の写し（複写市政情報を除く。）を交付するときの印刷方法は、白黒印刷に限るものとする。

3 議長は、市政情報の閲覧又は視聴をするものが当該市政情報を汚損し、又は破壊するおそれがあると認めるときは、当該市政情報の閲覧又は視聴を中止させることができる。

（市政情報任意的公開申出書の提出等）

第9条 条例第18条の規定により、市政情報の任意的な公開の申出（以下「任意的公開申出」という。）をしようとするものは、次の各号のいずれかの方法によりこれを行わなければならない。

- (1) 市政情報任意的公開申出書（第9号様式）を議長に提出する方法
- (2) 条例第6条第1項第2号に掲げる電子情報処理組織を使用して、議長の指定する任意的公開申出の手続を行うための電子計算機に備えられたファイルに前号に掲げる方法による場合に記載すべき事項及び電子メールアドレスを入力し、これを送信する方法

- 2 第3条第3項の規定は、前項第2号に掲げる方法による任意的公開申出について準用する。
- 3 議長は、任意的公開申出があったときは、市政情報の公開の場合に準じてその諾否を決定し、市政情報任意的公開回答書（第10号様式）により、当該申出書を提出したものに回答するものとする。
- 4 前2条の規定は、市政情報の任意的な公開の実施等について準用する。
（写しを交付する場合の費用等）

第10条 市政情報の写しの交付に係る費用は、次の表に定めるところによる。

市政情報の種別	規格	費用
文書、図画、写真及び印刷市政情報の写し	日本産業規格A列3番以下1枚。これを超える規格は、当該規格の該当枚数による。	10円
複写市政情報	光ディスク1枚	実費相当額

- 2 郵送による写しの交付を求めるものは、前項の表右欄に規定する費用のほかに郵送料を負担するものとする。
（審査会に諮問した旨の通知）

第11条 議長は、条例第19条の2の規定により調布市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した場合は、審査会諮問通知書（第11号様式）により、条例第20条各号に掲げるものに通知するものとする。
（審査会への提出資料等の閲覧等）

第12条 条例第25条第1項の規定により審査会へ提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を請求しようとするものは、審査会提出資料等閲覧・複写請求書（第12号様式）を審査会に提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により審査会提出資料等閲覧・複写請求書が提出されたときは、速やかに当該閲覧又は複写の諾否を決定し、審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書（第13号様式）、審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書（第14号様式）又は審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書（第15号様式）により、当該請求書を提出したものに通知するものとする。
（市政情報の文書検索目録等）

第13条 条例第33条に規定する市政情報の検索に必要な文書目録については、一般の利用に供するように整備し、調布市長に提出するものとする。
（情報公開事務の取扱い）

第14条 市政情報の公開等の事務の取扱いについては、調布市の例による。
（雑則）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行し、同日以後に提出のあった公開請求に係るものから適用する。

附 則（平成14年1月9日議会規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の調布市議会が管理する市政情報の公開等に関する規則の様式は、この規則の施行の日以後の市政情報の公開の請求等について使用する。

3 この規則による改正前の調布市議会が管理する市政情報の公開等に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成17年1月24日議会規則第1号）

この規則は、平成17年1月25日から施行する。

附 則（平成17年3月31日議会規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月26日議会規則第2号）

1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。

2 この規則による改正後の調布市議会が管理する市政情報の公開等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に提出される公開請求に係るものについて適用し、同日前に提出された公開請求に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日議会規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月1日議会規則第2号）

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

2 この規則による改正前の調布市議会が管理する市政情報の公開等に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和元年6月21日議会規則第1号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

（様式省略）

7 調布市教育委員会が管理する市政情報の公開等に関する規則

平成 12 年 3 月 31 日
教育委員会規則第 9 号

改正 平 14-1, 平 17-1, 平 17-3, 平 22-7, 平 28-3, 平 28-8, 令 1-1

調布市教育委員会が管理する市政情報の公開等に関する規則（昭和 63 年調布市教育委員会規則第 9 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、調布市情報公開条例（平成 11 年調布市条例第 19 号。以下「条例」という。）第 35 条の規定により、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する市政情報の公開等について必要な事項を定めるものとする。

（利害関係の認定）

第 2 条 条例第 5 条第 5 号に掲げる実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものの認定は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に行うものとする。

- (1) 市内に土地建物を有するものが、市の都市計画、施設建設、道路工事等によって、当該土地建物に影響を受け、又は受けるおそれがあるとき。
- (2) 市の公共施設の利用者が、当該施設の使用に関して、自己の権利、利益等に影響を受け、又は受けるおそれがあるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業により、自己の権利、利益等に影響を受け、又は受けることが明らかであるとき。

（市政情報公開請求書の提出）

第 3 条 条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する請求書は、市政情報公開請求書（第 1 号様式）とする。

2 条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定する実施機関が定める方法は、委員会の指定する市政情報の公開請求（以下「公開請求」という。）のを行うための電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイルに同条第 2 項各号に掲げる事項並びに電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）を入力し、これを送信する方法とする。

3 前項に規定する方法により行われた公開請求は、同項に規定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に委員会に到達したものとみなす。

（市政情報公開決定通知書等）

第 4 条 条例第 11 条各項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第 11 条第 1 項の規定により市政情報の全部を公開する旨の決定をした場合 市政情報公開決定通知書（第 2 号様式）
- (2) 条例第 11 条第 1 項の規定により市政情報の一部を公開する旨の決定をした場合 市政情報一部公開決定通知書（第 3 号様式）
- (3) 条例第 11 条第 2 項の規定により市政情報の全部を公開しない旨の決定（条例第 10 条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る市政情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合 市政情報非公開決定通知書（第 4 号様式）

（公開決定等の期間の延長通知書）

第5条 条例第12条第2項又は第3項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第12条第2項の規定により期間を延長した場合 市政情報公開決定等期間延長通知書（第5号様式）
- (2) 条例第12条第3項の規定により期間を延長した場合 市政情報公開決定等期間特例延長通知書（第6号様式）
（第三者保護に関する手続）

第6条 条例第14条第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、当該市政情報の作成年月日、当該市以外のもの又は第三者に係る情報の内容その他委員会が必要と認める事項とする。

2 委員会は、条例第14条第1項又は第2項の規定により市以外のもの又は第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書（第7号様式）により通知するものとする。

3 条例第14条第3項の規定による反対意見書を提出した第三者に対する通知は、公開決定に係る通知書（第8号様式）により行うものとする。

（電磁的記録の公開方法）

第7条 条例第15条第1項に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録その他の市政情報の種別に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) ビデオテープ 視聴
 - (2) 録音テープ 視聴
 - (3) 光ディスクその他の電磁的記録 ディスプレイに出力したものの視聴、印刷物として出力したもの（以下「印刷市政情報」という。）の閲覧若しくは写しの交付又は実施機関が保有する光ディスクに複写したもの（以下「複写市政情報」という。）の交付
- 2 前項第3号に規定するものの公開は、条例第8条の規定による市政情報の部分公開において、技術的に非公開部分を除くことが困難であるものについては、印刷市政情報の閲覧又は写しの交付をもって行うものとする。

（市政情報の公開の実施等）

第8条 市政情報の公開を行う場合において、市政情報の写しを交付するときの交付部数は、請求があった市政情報1件につき1部とする。この場合において、印刷市政情報の写し及び複写市政情報の交付の請求があったときにおけるこれらの交付部数は、請求があった市政情報1件につき各1部とする。

2 市政情報の公開を行う場合において、市政情報の写し（複写市政情報を除く。）を交付するときの印刷方法は、白黒印刷に限るものとする。

3 委員会は、市政情報の閲覧又は視聴をするものが当該市政情報を汚損し、又は破壊するおそれがあると認めるときは、当該市政情報の閲覧又は視聴を中止させることができる。

（市政情報任意的公開申出書の提出等）

第9条 条例第18条の規定により、市政情報の任意的な公開の申出（以下「任意的公開申出」という。）をしようとするものは、次の各号のいずれかの方法によりこれを行わなければならない。

- (1) 市政情報任意的公開申出書（第9号様式）を委員会に提出する方法
- (2) 条例第6条第1項第2号に掲げる電子情報処理組織を使用して、委員会の指定する任意的公開申出の手続を行うための電子計算機に備えられたファイルに前号に掲げる方法による場合に記載すべき事項及び電子メールアドレスを入力し、これを送信する方法

- 2 第3条第3項の規定は、前項第2号に掲げる方法による任意的公開申出について準用する。
- 3 委員会は、任意的公開申出があったときは、市政情報の公開の場合に準じてその諾否を決定し、市政情報任意的公開回答書（第10号様式）により、当該申出書を提出したものに回答するものとする。
- 4 前2条の規定は、市政情報の任意的な公開の実施等について準用する。
（写しを交付する場合の費用等）

第10条 市政情報の写しの交付に係る費用は、次の表に定めるところによる。

市政情報の種別	規格	費用
文書、図画、写真及び印刷市政情報の写し	日本産業規格A列3番以下1枚。これを超える規格は、当該規格の該当枚数による。	10円
複写市政情報	光ディスク1枚	実費相当額

- 2 郵送による写しの交付を求めるものは、前項の表右欄に規定する費用のほかに郵送料を負担するものとする。

（審査会に諮問した旨の通知）

第11条 委員会は、条例第19条の2の規定により調布市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した場合は、審査会諮問通知書（第11号様式）により、条例第20条各号に掲げるものに通知するものとする。

（審査会への提出資料等の閲覧等）

第12条 条例第25条第1項の規定により審査会へ提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を請求しようとするものは、審査会提出資料等閲覧・複写請求書（第12号様式）を審査会に提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により審査会提出資料等閲覧・複写請求書が提出されたときは、速やかに当該閲覧又は複写の諾否を決定し、審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書（第13号様式）、審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書（第14号様式）又は審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書（第15号様式）により、当該請求書を提出したものに通知するものとする。

（市政情報の文書検索目録等）

第13条 条例第33条に規定する市政情報の検索に必要な文書目録については、一般の利用に供するように整備し、調布市長に提出するものとする。

（情報公開事務の取扱い）

第14条 市政情報の公開等の事務の取扱いについては、調布市の例による。

（雑則）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行し、同日以後に提出のあった公開請求に係るものから適用する。

附 則（平成14年1月25日教委規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の調布市教育委員会が管理する市政情報の公開等に関する規則の様式は、この規則の施行の日以後の市政情報の公開の請求等について使用する。

3 この規則による改正前の調布市教育委員会が管理する市政情報の公開等に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成17年1月28日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成17年1月25日から適用する。

附 則（平成17年3月24日教委規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月23日教委規則第7号）

1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。

2 この規則による改正後の 調布市教育委員会が管理する市政情報の公開等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に提出される公開請求に係るものについて適用し、同日前に提出された公開請求に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日教委規則第3号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（調布市教育委員会が管理する市政情報の公開等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

10 第9条の規定による調布市教育委員会が管理する市政情報の公開等に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年9月26日教委規則第8号）

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

2 この規則による改正前の調布市教育委員会が管理する市政情報の公開等に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和元年6月28日教委規則第1号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

（様式省略）

8 調布市選挙管理委員会が管理する市政情報の公開等に関する規程

平成 12 年 3 月 31 日
選挙管理委員会告示第 9 号

改正 平 13-61, 平 17-1, 平 17-13, 平 22-60, 平 28-17, 令 1-7

調布市選挙管理委員会が管理する市政情報の公開等に関する規程（昭和 63 年選挙管理委員会告示第 17 号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、調布市情報公開条例（平成 11 年調布市条例第 19 号。以下「条例」という。）第 35 条の規定により、調布市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が管理する市政情報の公開等について必要な事項を定めるものとする。

（利害関係の認定）

第 2 条 条例第 5 条第 5 号に掲げる実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものの認定は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に行うものとする。

- (1) 市内に土地建物を有するものが、市の都市計画、施設建設、道路工事等によって、当該土地建物に影響を受け、又は受けるおそれがあるとき
- (2) 市の公共施設の使用者が、当該施設の使用に関して、自己の権利、利益等に影響を受け、又は受けるおそれがあるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業により、自己の権利、利益等に影響を受け、又は受けることが明らかであるとき。

（市政情報公開請求書の提出）

第 3 条 条例第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる方法により市政情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、市政情報公開請求書（第 1 号様式）を委員会に提出しなければならない。

- 2 条例第 6 条第 1 項第 2 号の実施機関が定めるものは、委員会の指定する公開請求の手続を行うための電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイルに同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）を入力し、これを送信する方法とする。
- 3 前項に規定する方法により行われた公開請求は、同項に規定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に委員会に到達したものとみなす。

（市政情報公開決定通知書等）

第 4 条 条例第 11 条各項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

(1) 条例第 11 条第 1 項の規定により市政情報の全部を公開する旨の決定をした場合	市政情報公開決定通知書（第 2 号様式）
(2) 条例第 11 条第 1 項の規定により市政情報の一部を公開する旨の決定をした場合	市政情報一部公開決定通知書（第 3 号様式）

(3) 条例第11条第2項の規定により市政情報の全部を公開しない旨の決定（条例第10条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る市政情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合	市政情報非公開決定通知書（第4号様式）
---	---------------------

（公開決定等の期間の延長通知書）

第5条 条例第12条第2項又は第3項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

(1) 条例第12条第2項の規定により期間を延長した場合	市政情報公開決定等期間延長通知書（第5号様式）
(2) 条例第12条第3項の規定により期間を延長した場合	市政情報公開決定等期間特例延長通知書（第6号様式）

（第三者保護に関する手続）

第6条 条例第14条第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、当該市政情報の作成年月日、当該市以外のもの又は第三者に係る情報の内容その他必要な事項とする。

2 委員会は、条例第14条第1項又は第2項の規定により市以外のもの又は第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書（第7号様式）により通知するものとする。

3 委員会は、条例第14条第3項の規定により反対意見書が提出された場合において、条例第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、直ちに公開決定に係る通知書（第8号様式）により反対意見書を提出した第三者に通知するものとする。

（電磁的記録の公開方法）

第7条 条例第15条第1項に規定する電磁的記録その他の市政情報の公開の方法は、次の各号に掲げる区分に応じた方法による。

(1) ビデオテープ 視聴

(2) 録音テープ 視聴

(3) 光ディスクその他の電磁的記録 ディスプレイに出力したものの視聴、印刷物として出力したもの（以下「印刷市政情報」という。）の閲覧若しくは写しの交付又は実施機関が保有する光ディスクに複製したもの（以下「複製市政情報」という。）の交付

2 前項第3号に掲げるものの公開は、条例第8条に規定する市政情報の部分公開において、技術的に非公開部分を除くことが困難であるものについては、印刷市政情報の閲覧又は写しの交付をもって行う。

（市政情報の公開の実施等）

第8条 市政情報の公開を行う場合において、市政情報の写しを交付するときの交付部数は、請求があった市政情報1件につき1部とする。この場合において、印刷市政情報の写し及び複製市政情報の交付の請求があったときにおけるこれらの交付部数は、請求があった市政情報1件につき各1部とする。

2 市政情報の公開を行う場合において、市政情報の写し（複製市政情報を除く。）を交付するときの印刷方法は、白黒印刷に限るものとする。

3 委員会は、市政情報の閲覧又は視聴をするものが当該市政情報を汚損し、又は破壊するおそれ

があると認められるときは、当該市政情報の閲覧又は視聴を中止させることができる。

（市政情報任意的公開申出書の提出等）

第9条 条例第18条の規定により、市政情報の任意的な公開の申出をしようとするものは、次の各号のいずれかの方法によりこれを行わなければならない。

- (1) 市政情報任意的公開申出書（第9号様式）を委員会に提出する方法
 - (2) 条例第6条第1項第2号に掲げる電子情報処理組織を使用して、委員会の指定する任意的公開申出の手続を行うための電子計算機に備えられたファイルに前号に掲げる方法による場合に記載すべき事項及び電子メールアドレスを入力し、これを送信する方法
- 2 第3条第3項の規定は、前項第2号に掲げる方法による任意的公開申出について準用する。
- 3 委員会は、任意的公開申出があったときは、市政情報の公開の場合に準じてその諾否を決定し、市政情報任意的公開回答書（第10号様式）により、当該申出書を提出したものに回答するものとする。
- 4 前2条の規定は、市政情報の任意的な公開の実施等について準用する。

（写しを交付する場合の費用等）

第10条 市政情報の写しの交付に係る費用は、次の表に定めるところによる。

市政情報の種別	規格	費用
文書、図画、写真及び印刷市政情報の写し	日本産業規格A列3番以下1枚。これを超える規格は、当該規格の該当枚数による。	10円
複写市政情報	光ディスク1枚	実費相当額

2 郵送による写しの交付を求めるものは、前項の表右欄に規定する費用のほかに郵送料を負担するものとする。

（審査会に諮問した旨の通知）

第11条 委員会は、条例第19条の2の規定により調布市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した場合は、審査会諮問通知書（第11号様式）により、条例第20条各号に掲げるものに通知するものとする。

（審査会への提出資料等の閲覧等）

第12条 条例第25条第1項の規定により審査会へ提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を請求しようとするものは、審査会提出資料等閲覧・複写請求書（第12号様式）を審査会に提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により審査会提出資料等閲覧・複写請求書が提出されたときは、速やかに当該閲覧又は複写の諾否を決定し、審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書（第13号様式）、審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書（第14号様式）又は審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書（第15号様式）により、当該請求書を提出したものに通知するものとする。

（市政情報の文書検索目録等）

第13条 条例第33条に規定する市政情報の検索に必要な文書目録については、一般の利用に供するように整備し、調布市長に提出するものとする。

（情報公開事務の取扱い）

第14条 市政情報の公開等の事務の取扱いについては、調布市の例による。

（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行し、同日以後に提出のあった公開請求に係るものから適用する。

附 則（平成13年12月28日選管告示第61号）

- 1 この告示は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の調布市選挙管理委員会が管理する市政情報の公開等に関する規程の様式は、この告示の施行の日以後の市政情報の公開の請求等について使用する。
- 3 この告示による改正前の調布市選挙管理委員会が管理する市政情報の公開等に関する規程の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成17年1月24日選管告示第1号）

この告示は、平成17年1月25日から施行する。

附 則（平成17年3月31日選管告示第13号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月2日選管告示第60号）

- 1 この告示は、平成22年9月15日から施行する。
- 2 この告示による改正後の調布市選挙管理委員会が管理する市政情報の公開等に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に提出される公開請求に係るものについて適用し、同日前に提出された公開請求に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月2日選管告示第17号）

この告示は、平成28年6月2日から施行し、この告示による改正後の調布市選挙管理委員会が管理する市政情報の公開等に関する規程の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和元年6月18日選管告示第7号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

（様式省略）

9 調布市監査委員が管理する市政情報の公開等に関する規程

平成 12 年 3 月 31 日
監査委員告示第 8 号

改正 平 13-11, 平 17-1, 平 17-4, 平 22-10, 平 24-4, 平 28-3, 令 1-3

調布市監査委員が管理する市政情報の公開等に関する規程（昭和 63 年監査委員告示第 7 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、調布市情報公開条例（平成 11 年調布市条例第 19 号。以下「条例」という。）第 35 条の規定により、調布市監査委員（以下「監査委員」という。）が管理する市政情報の公開等について必要な事項を定めるものとする。

（利害関係の認定）

第 2 条 条例第 5 条第 5 号に掲げる実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものの認定は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に行うものとする。

- (1) 市内に土地建物を有するものが、市の都市計画、施設建設、道路工事等によって、当該土地建物に影響を受け、又は受けるおそれがあるとき。
- (2) 市の公共施設の利用者が、当該施設の使用に関して、自己の権利、利益等に影響を受け、又は受けるおそれがあるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業により、自己の権利、利益等に影響を受け、又は受けることが明らかであるとき。

（市政情報公開請求書の提出）

第 3 条 条例第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる方法により市政情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、市政情報公開請求書（第 1 号様式）を監査委員に提出しなければならない。

- 2 条例第 6 条第 1 項第 2 号の実施機関が定めるものは、監査委員の指定する公開請求の手続を行うための電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイルに同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）を入力し、これを送信する方法とする。
- 3 前項に規定する方法により行われた公開請求は、同項に規定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に監査委員に到達したものとみなす。

（市政情報公開決定通知書等）

第 4 条 条例第 11 条各項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

(1) 条例第 11 条第 1 項の規定により市政情報の全部を公開する旨の決定をした場合	市政情報公開決定通知書（第 2 号様式）
(2) 条例第 11 条第 1 項の規定により市政情報の一部を公開する旨の決定をした場合	市政情報一部公開決定通知書（第 3 号様式）

(3) 条例第11条第2項の規定により市政情報の全部を公開しない旨の決定（条例第10条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る市政情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合	市政情報非公開決定通知書（第4号様式）
---	---------------------

（公開決定等の期間の延長通知書）

第5条 条例第12条第2項又は第3項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

(1) 条例第12条第2項の規定により期間を延長した場合	市政情報公開決定等期間延長通知書（第5号様式）
(2) 条例第12条第3項の規定により期間を延長した場合	市政情報公開決定等期間特例延長通知書（第6号様式）

（第三者保護に関する手続）

第6条 条例第14条第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、当該市政情報の作成年月日、当該市以外のもの又は第三者に係る情報の内容その他必要な事項とする。

- 2 監査委員は、条例第14条第1項又は第2項の規定により市以外のもの又は第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書（第7号様式）により通知するものとする。
- 3 監査委員は、条例第14条第3項の規定により反対意見書が提出された場合において、条例第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、直ちに公開決定に係る通知書（第8号様式）により反対意見書を提出した第三者に通知するものとする。

（電磁的記録の公開方法）

第7条 条例第15条第1項に規定する電磁的記録その他の市政情報の公開の方法は、次の各号に掲げる区分に応じた方法による。

- (1) ビデオテープ 視聴
 - (2) 録音テープ 視聴
 - (3) 光ディスクその他の電磁的記録 ディスプレイに出力したものの視聴、印刷物として出力したもの（以下「印刷市政情報」という。）の閲覧若しくは写しの交付又は監査委員が保有する光ディスクに複写したもの（以下「複写市政情報」という。）の交付
- 2 前項第3号に掲げるものの公開は、条例第8条に規定する市政情報の部分公開において、技術的に非公開部分を除くことが困難であるものについては、印刷市政情報の閲覧又は写しの交付をもって行う。

（市政情報の公開の実施等）

第8条 市政情報の公開を行う場合において、市政情報の写しを交付するときの交付部数は、請求があった市政情報1件につき1部とする。この場合において、印刷市政情報の写し及び複写市政情報の交付の請求があったときにおけるこれらの交付部数は、請求があった市政情報1件につき各1部とする。

- 2 市政情報の公開を行う場合において、市政情報の写し（複写市政情報を除く。）を交付するときの印刷方法は、白黒印刷に限るものとする。
- 3 監査委員は、市政情報の閲覧又は視聴をするものが当該市政情報を汚損し、又は破壊するおそ

れがあると認められるときは、当該市政情報の閲覧又は視聴を中止させることができる。

（市政情報任意的公開申出書の提出等）

第9条 条例第18条の規定により、市政情報の任意的な公開の申出をしようとするものは、次の各号のいずれかの方法によりこれを行わなければならない。

- (1) 市政情報任意的公開申出書（第9号様式）を監査委員に提出する方法
 - (2) 条例第6条第1項第2号に掲げる電子情報処理組織を使用して、監査委員の指定する任意的公開申出の手続を行うための電子計算機に備えられたファイルに前号に掲げる方法による場合に記載すべき事項及び電子メールアドレスを入力し、これを送信する方法
- 2 第3条第3項の規定は、前項第2号に掲げる方法による任意的公開申出について準用する。
- 3 監査委員は、任意的公開申出があったときは、市政情報の公開の場合に準じてその諾否を決定し、市政情報任意的公開回答書（第10号様式）により、当該申出書を提出したものに回答するものとする。
- 4 前2条の規定は、市政情報の任意的な公開の実施等について準用する。
（写しを交付する場合の費用等）

第10条 市政情報の写しの交付に係る費用は、次の表に定めるところによる。

市政情報の種別	規格	費用
文書、図画、写真及び印刷市政情報の写し	日本産業規格A列3番以下1枚。これを超える規格は、当該規格の該当枚数による。	10円
複写市政情報	光ディスク1枚	実費相当額

- 2 郵送による写しの交付を求めるものは、前項の表右欄に規定する費用のほかに郵送料を負担するものとする。

（審査会に諮問した旨の通知）

第11条 監査委員は、条例第19条の2の規定により調布市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した場合は、審査会諮問通知書（第11号様式）により、条例第20条各号に掲げるものに通知するものとする。

（審査会への提出資料等の閲覧等）

第12条 条例第25条第1項の規定により審査会へ提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を請求しようとするものは、審査会提出資料等閲覧・複写請求書（第12号様式）を審査会に提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により審査会提出資料等閲覧・複写請求書が提出されたときは、速やかに当該閲覧又は複写の諾否を決定し、審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書（第13号様式）、審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書（第14号様式）又は審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書（第15号様式）により、当該請求書を提出したものに通知するものとする。

（市政情報の文書検索目録等）

第13条 条例第33条に規定する市政情報の検索に必要な文書目録については、一般の利用に供するように整備し、調布市長に提出するものとする。

（情報公開事務の取扱い）

第14条 市政情報の公開等の事務の取扱いについては、調布市の例による。

（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行し、同日以後に提出のあった公開請求に係るものから適用する。

附 則（平成13年12月28日監委告示第11号）

- 1 この告示は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の調布市監査委員が管理する市政情報の公開等に関する規程の様式は、この告示の施行の日以後の市政情報の公開の請求等について使用する。
- 3 この告示による改正前の調布市監査委員が管理する市政情報の公開等に関する規程の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成17年1月24日監委告示第1号）

この告示は、平成17年1月25日から施行する。

附 則（平成17年3月30日監委告示第4号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月29日監委告示第10号）

- 1 この告示は、平成22年8月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の調布市監査委員が管理する市政情報の公開等に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に提出される公開請求に係るものについて適用し、同日前に提出された公開請求に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日監委告示第4号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日監委告示第3号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日監委告示第3号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

（様式省略）

10 調布市農業委員会が管理する市政情報の公開等に関する規程

平成12年3月31日
農業委員会告示第8号

改正 平14-1, 平17-1, 平17-7, 平22-14, 平28-11, 平28-27, 令1-11

調布市農業委員会が管理する市政情報の公開等に関する規程（昭和63年農業委員会告示第38号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号。以下「条例」という。）第35条の規定により、調布市農業委員会（以下「委員会」という。）が管理する市政情報の公開等について必要な事項を定めるものとする。

（利害関係の認定）

第2条 条例第5条第5号に掲げる実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものの認定は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に行うものとする。

- (1) 市内に土地建物を有するものが、市の都市計画、施設建設、道路工事等によって、当該土地建物に影響を受け、又は受けるおそれがあるとき。
- (2) 市の公共施設の利用者が、当該施設の使用に関して、自己の権利、利益等に影響を受け、又は受けるおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業により、自己の権利、利益等に影響を受け、又は受けることが明らかであるとき。

（市政情報公開請求書の提出）

第3条 条例第6条第1項第1号に規定する請求書は、市政情報公開請求書（第1号様式）とする。

2 条例第6条第1項第2号に規定する実施機関が定める方法は、委員会の指定する市政情報の公開請求（以下「公開請求」という。）の процедуруを行うための電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイルに同条第2項各号に掲げる事項並びに電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）を入力し、これを送信する方法とする。

3 前項に規定する方法により行われた公開請求は、同項に規定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に委員会に到達したものとみなす。

（市政情報公開決定通知書等）

第4条 条例第11条各項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第11条第1項の規定により市政情報の全部を公開する旨の決定をした場合 市政情報公開決定通知書（第2号様式）
- (2) 条例第11条第1項の規定により市政情報の一部を公開する旨の決定をした場合 市政情報一部公開決定通知書（第3号様式）
- (3) 条例第11条第2項の規定により市政情報の全部を公開しない旨の決定（条例第10条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る市政情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合 市政情報非公開決定通知書（第4号様式）

（公開決定等の期間の延長通知書）

第5条 条例第12条第2項又は第3項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第12条第2項の規定により期間を延長した場合 市政情報公開決定等期間延長通知書（第5号様式）
- (2) 条例第12条第3項の規定により期間を延長した場合 市政情報公開決定等期間特例延長通知書（第6号様式）
（第三者保護に関する手続）

第6条 条例第14条第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、当該市政情報の作成年月日、当該市以外のもの又は第三者に係る情報の内容その他委員会が必要と認める事項とする。

2 委員会は、条例第14条第1項又は第2項の規定により市以外のもの又は第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書（第7号様式）により通知するものとする。

3 委員会は、条例第14条第3項の規定による反対意見書を提出した第三者に対する通知は、公開決定に係る通知書（第8号様式）により行うものとする。

（電磁的記録の公開方法）

第7条 条例第15条第1項に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録その他の市政情報の種別に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) ビデオテープ 視聴
 - (2) 録音テープ 視聴
 - (3) 光ディスクその他の電磁的記録 ディスプレイに出力したものの視聴、印刷物として出力したもの（以下「印刷市政情報」という。）の閲覧若しくは交付又は実施機関が保有する光ディスクに複写したもの（以下「フロッピーディスク等」という。）の交付
- 2 前項第3号に規定するものの公開は、条例第8条の規定による市政情報の部分公開において、技術的に非公開部分を除くことが困難であるものについては、印刷市政情報の閲覧又は交付をもって行うものとする。

（市政情報の公開の実施等）

第8条 市政情報の公開を行う場合において、市政情報の写しを交付するときの交付部数は、請求があった市政情報1件につき1部とする。この場合において、印刷市政情報の写し及び複写市政情報の交付の請求があったときにおけるこれらの交付部数は、請求があった市政情報1件につき各1部とする。

2 市政情報の公開を行う場合において、市政情報の写し（複写市政情報を除く。）を交付するときの印刷方法は、白黒印刷に限るものとする。

3 委員会は、市政情報の閲覧又は視聴をするものが当該市政情報を汚損し、又は破壊するおそれがあると認めるときは、当該市政情報の閲覧又は視聴を中止させることができる。

（市政情報任意的公開申出書の提出等）

第9条 条例第18条の規定により、市政情報の任意的な公開の申出（以下「任意的公開申出」という。）をしようとするものは、次の各号のいずれかの方法によりこれを行わなければならない。

- (1) 市政情報任意的公開申出書（第9号様式）を委員会に提出する方法
- (2) 条例第6条第1項第2号に掲げる電子情報処理組織を使用して、委員会の指定する任意的公開申出の手続を行うための電子計算機に備えられたファイルに前号に掲げる方法による場合に記載すべき事項及び電子メールアドレスを入力し、これを送信する方法

- 2 第3条第3項の規定は、前項第2号に掲げる方法による任意的公開申出について準用する。
- 3 委員会は、任意的公開申出があったときは、市政情報の公開の場合に準じてその諾否を決定し、市政情報任意的公開回答書（第10号様式）により、当該申出書を提出したものに回答するものとする。
- 4 前2条の規定は、市政情報の任意的な公開の実施等について準用する。
（写しを交付する場合の費用等）

第10条 市政情報の写しの交付に係る費用は、次の表に定めるところによる。

市政情報の種別	規格	費用
文書、図画、写真及び印刷市政情報	日本産業規格A列3番以下1枚。これを超える規格は、当該規格の該当枚数による。	10円
複写市政情報	光ディスク1枚	実費相当額

- 2 郵送による写しの交付を求めるものは、前項の表右欄に規定する費用のほかに郵送料を負担するものとする。
（審査会に諮問した旨の通知）

第11条 委員会は、条例第19条の2の規定により調布市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した場合は、審査会諮問通知書（第11号様式）により、条例第20条各号に掲げるものに通知するものとする。
（審査会への提出資料等の閲覧等）

第12条 条例第25条第1項の規定により審査会へ提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を請求しようとするものは、審査会提出資料等閲覧・複写請求書（第12号様式）を審査会に提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により審査会提出資料等閲覧・複写請求書が提出されたときは、速やかに当該閲覧又は複写の諾否を決定し、審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書（第13号様式）、審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書（第14号様式）又は審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書（第15号様式）により、当該請求書を提出したものに通知するものとする。
（市政情報の文書検索目録等）

第13条 条例第33条に規定する市政情報の検索に必要な文書目録については、一般の利用に供するように整備し、調布市長に提出するものとする。
（情報公開事務の取扱い）

第14条 市政情報の公開等の事務の取扱いについては、調布市の例による。
（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行し、同日以後に提出のあった公開請求に係るものから適用する。

附 則（平成14年1月1日農委告示第1号）

- 1 この規程は、平成14年1月1日から施行する。

2 この規程による改正後の調布市農業委員会が管理する市政情報の公開等に関する規程の様式は、この規程の施行の日以後の市政情報の公開の請求等について使用する。

3 この規程による改正前の調布市農業委員会が管理する市政情報の公開等に関する規程の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成17年1月24日農委告示第1号）

この規程は、平成17年1月25日から施行する。

附 則（平成17年3月29日農委告示第7号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月16日農委告示第14号）

1 この告示は、平成22年8月1日から施行する。

2 この告示による改正後の調布市農業委員会が管理する市政情報の公開等に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に提出される公開請求に係るものについて適用し、同日前に提出された公開請求に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月30日農委告示第11号）

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月20日農委告示第27号）

1 この告示は、平成28年10月1日から施行する。

2 この告示による改正前の調布市農業委員会が管理する市政情報の公開等に関する規程の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和元年6月13日農委告示第11号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

（様式省略）

1 1 調布市固定資産評価審査委員会が管理する市政情報の公開等に関する規程

平成 28 年 3 月 31 日
固定資産評価審査委員会告示第 2 号

改正 平 28-4, 令 1-1

（趣旨）

第 1 条 この規程は、調布市情報公開条例（平成 11 年調布市条例第 19 号。以下「条例」という。）第 35 条の規定により、調布市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）が管理する市政情報の公開等について必要な事項を定めるものとする。

（利害関係の認定）

第 2 条 条例第 5 条第 5 号に規定する委員会が行う事務事業に利害関係を有するものの認定は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に行うものとする。

- (1) 市内に土地建物を有するものが、市の都市計画、施設建設、道路工事等によって、当該土地建物に影響を受け、又は受けるおそれがあるとき。
- (2) 市の公共施設の利用者が、当該施設の使用に関して、自己の権利、利益等に影響を受け、又は受けるおそれがあるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員会が行う事務事業により、自己の権利、利益等に影響を受け、又は受けることが明らかであるとき。

（市政情報公開請求書の提出）

第 3 条 条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する請求書は、市政情報公開請求書（第 1 号様式）とする。

2 条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定する委員会が定める方法は、委員会の指定する市政情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）のを行うための電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイルに同条第 2 項各号に掲げる事項並びに電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）を入力し、これを送信する方法とする。

3 前項に規定する方法により行われた公開請求は、同項に規定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に委員会に到達したものとみなす。

（市政情報公開決定通知書等）

第 4 条 条例第 11 条各項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第 11 条第 1 項の規定により市政情報の全部を公開する旨の決定をした場合 市政情報公開決定通知書（第 2 号様式）
- (2) 条例第 11 条第 1 項の規定により市政情報の一部を公開する旨の決定をした場合 市政情報一部公開決定通知書（第 3 号様式）
- (3) 条例第 11 条第 2 項の規定により市政情報の全部を公開しない旨の決定（条例第 10 条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る市政情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合 市政情報非公開決定通知書（第 4 号様式）

（公開決定等の期間の延長通知書）

第 5 条 条例第 12 条第 2 項又は第 3 項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第 12 条第 2 項の規定により期間を延長した場合 市政情報公開決定等期間延長通知書

（第5号様式）

- (2) 条例第12条第3項の規定により期間を延長した場合 市政情報公開決定等期間特例延長通知書（第6号様式）

（第三者保護に関する手続）

第6条 条例第14条第1項及び第2項に規定する委員会が定める事項は、当該市政情報の作成年月日、当該市以外のもの又は第三者に係る情報の内容その他必要と認める事項とする。

- 2 委員会は、条例第14条第1項又は第2項の規定により市以外のもの又は第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書（第7号様式）により通知するものとする。

- 3 条例第14条第3項の規定による反対意見書を提出した第三者に対する通知は、公開決定に係る通知書（第8号様式）により行うものとする。

（電磁的記録の公開方法）

第7条 条例第15条第1項に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録その他の市政情報の種別に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) ビデオテープ 視聴
 - (2) 録音テープ 視聴
 - (3) 光ディスクその他の電磁的記録 ディスプレイに出力したものの視聴、印刷物として出力したもの（以下「印刷市政情報」という。）の閲覧若しくは写しの交付又は委員会が保有する光ディスクに複製したもの（以下「複製市政情報」という。）の交付
- 2 前項第3号に規定するものの公開は、条例第8条の規定による市政情報の部分公開において、技術的に非公開部分を除くことが困難であるものについては、印刷市政情報の閲覧又は交付をもって行うものとする。

（市政情報の公開の実施等）

第8条 市政情報の公開を行う場合において、市政情報の写しを交付するときの交付部数は、請求があった市政情報1件につき1部とする。この場合において、印刷市政情報の写し及び複製市政情報の交付の請求があったときにおけるこれらの交付部数は、請求があった市政情報1件につき各1部とする。

- 2 市政情報の公開を行う場合において、市政情報の写し（複製市政情報を除く。）を交付するときの印刷方法は、白黒印刷に限るものとする。

- 3 委員会は、市政情報の閲覧又は視聴をするものが当該市政情報を汚損し、又は破壊するおそれがあると認められるときは、当該市政情報の閲覧又は視聴を中止させることができる。

（市政情報任意的公開申出書の提出等）

第9条 条例第18条の規定により、市政情報の任意的な公開の申出（以下「任意的公開申出」という。）をしようとするものは、次の各号のいずれかの方法によりこれを行わなければならない。

- (1) 市政情報任意的公開申出書（第9号様式）を委員会に提出する方法
 - (2) 条例第6条第1項第2号に掲げる電子情報処理組織を使用して、委員会の指定する任意的公開申出の手続を行うための電子計算機に備えられたファイルに前号に掲げる方法による場合に記載すべき事項及び電子メールアドレスを入力し、これを送信する方法
- 2 第3条第3項の規定は、前項第2号に掲げる方法による任意的公開申出について準用する。
- 3 委員会は、任意的公開申出があったときは、市政情報の公開の場合に準じてその諾否を決定し、市政情報任意的公開回答書（第10号様式）により、当該申出書を提出したものに回答するものとする。

- 4 前2条の規定は、市政情報の任意的な公開の実施等について準用する。
（写しを交付する場合の費用等）

第10条 市政情報の写しの交付に係る費用は、次の表に定めるところによる。

市政情報の種別	規格	費用
文書，図画，写真及び印刷市政情報の写し	日本産業規格A列3番以下1枚。これを超える規格は、当該規格の該当枚数による。	10円
複写市政情報	光ディスク1枚	実費相当額

- 2 郵送による写しの交付を求めるものは、前項の表右欄に規定する費用のほかに郵送料を負担するものとする。

（審査会に諮問した旨の通知）

第11条 委員会は、条例第19条の2の規定により調布市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した場合は、審査会諮問通知書（第11号様式）により、条例第20条各号に掲げるものに通知するものとする。

（審査会への提出資料等の閲覧等）

第12条 条例第25条第1項の規定により審査会へ提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を請求しようとするものは、審査会提出資料等閲覧・複写請求書（第12号様式）を審査会に提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により審査会提出資料等閲覧・複写請求書が提出されたときは、速やかに当該閲覧又は複写の諾否を決定し、審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書（第13号様式）、審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書（第14号様式）又は審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書（第15号様式）により、当該請求書を提出したものに通知するものとする。

（市政情報の文書検索目録等）

第13条 条例第33条に規定する市政情報の検索に必要な文書目録については、一般の利用に供するように整備し、調布市長に提出するものとする。

（情報公開事務の取扱い）

第14条 市政情報の公開等の事務の取扱いについては、調布市の例による。

（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日固資評委告示第4号）

（施行期日）

- この告示は、平成28年10月1日から施行する。
（経過措置）
- この告示による改正後の調布市固定資産評価審査委員会が管理する市政情報の公開等に関する規程第12条の規定は、この告示の施行の日以後の請求に係るものについて適用し、同日前の請求に係るものについては、なお従前の例による。
- この告示による改正後の調布市固定資産評価審査委員会が管理する市政情報の公開等に関する

規程の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和元年6月18日固資評委告示第1号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

（様式省略）

1 2 調布市市政情報の公表等に関する要綱

平成 14 年 11 月 28 日
要 綱 第 9 2 号

改正 平 19-38

第 1 趣旨

この要綱は、市政情報の公表及び提供の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げるものを除き、調布市情報公開条例（平成 11 年調布市条例第 19 号。以下「情報公開条例」という。）の例による。

- (1) 公表 市政情報を発表し、市民に周知することをいう。
- (2) 提供 市政情報を任意に発表し、市民の利用に供することをいう。

第 3 運用の指針

実施機関は、情報公開条例に基づく公開の請求を待つことなく、市民に市政情報を公表し、又は提供することにより、市民による市政への積極的な参加と信頼関係の増進に努めなければならない。

- 2 実施機関は、市政情報の公表又は提供に当たっては、正確性を確保するとともに、市民に分かりやすいものとするよう努めるものとする。

第 4 市政情報の公表

実施機関は、次の各号に掲げる事項についての市政情報のうち、情報公開条例第 7 条各号に定めるものを除き、これを市民に公表するものとする。

- (1) 市の長期計画その他重要な計画及びその中間段階の案に関する事項
- (2) 主要な事務事業の進行状況及び評価に関する事項
- (3) 市が行う試験、行事等に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

第 5 市政情報の提供

実施機関は、次の各号に掲げる事項についての市政情報のうち、情報公開条例第 7 条各号に定めるものを除き、これを市民に提供するものとする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく執行機関の附属機関又はこれに類するもので実施機関が定めるもの（以下「附属機関等」という。）の報告書及び会議録並びに当該附属機関等への提出資料
- (2) 第 4 の規定により公表した事項について、更に周知が必要な事項
- (3) 環境、保健衛生、防災等の情報で市民生活に密接な関係のある事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

第 6 公表等の時期及び方法

市政情報の公表は、当該市政情報の発生の都度、速やかに、市報、ホームページ、ケーブルテレビ、エフエム放送、新聞等の広報媒体を利用して効果的に行うものとする。

- 2 市政情報の提供は、公表の例に準じて行うものとする。

第 7 報告

実施機関（議会を除く。）は、市政情報の公表又は提供を行おうとするときは、事前に行政経営部広報課長に報告するものとする。

第8 他の制度との調整

市政情報の公表又は提供について、他の法令及び条例、規則その他の実施機関の規程（以下「法令等」という。）に別段の定めがある場合は、当該法令等の定めるところによる。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日要綱第38号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

登録番号
(刊行物番号)

2020-180

情報公開事務の手引

発行日 令和3年3月
発行 調布市
〒182-8511 調布市小島町 2-35-1
TEL 042-481-7370
編集 調布市総務部総務課
印刷 庁内印刷

本書は、再生紙を使用しています。